

平成27年度
地方自治体紙リサイクル施策調査
報告書

平成28年1月

公益財団法人 古紙再生促進センター

は じ め に

回収された古紙はそのほとんどが製紙原料として利用され、平成26年度における古紙の回収率は81.7%、利用率は64.0%と世界的にみても高水準にあります。しかしながら、資源リサイクルについては地球的規模での環境問題や増加する廃棄物対策等から、より一層注目され、その更なる推進を図ることが社会的要請となっています。

このような観点から官民一体となって紙のリサイクルの推進に取り組んでいるところです。今後の施策を検討いただく上での参考に資するため、すべての市区町村における紙リサイクルに関する施策の実施状況等を継続的に把握することを目的に本調査を実施したものです。

この報告書は地方自治体の回答内容を集計・分析して取りまとめたものであり、紙リサイクルに関する施策の参考にいただければ幸いです。

最後に、今回の調査を実施するに当たり、ご協力いただいた市区町村の関係各位に厚く御礼申し上げる次第です。

公益財団法人 古紙再生促進センター

(この報告書の用紙は古紙を利用しています。)

目 次

1 本 編

要約.....	1
---------	---

第 1 章 調査の概要

(1) 調査の目的	3
(2) 調査票の構成.....	3
(3) 調査対象.....	3
(4) 調査の実施期間	3
(5) 調査方法.....	3
(6) 回収結果.....	3
(7) 回答自治体の構成	3
(8) 報告書の見方.....	4

第 2 章 調査結果の分析

(1) 家庭系古紙に関する調査

1) 行政回収・集団回収による古紙回収

①行政・集団回収による古紙回収の有無	5
--------------------------	---

2) 行政回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況

①行政回収による古紙回収の有無.....	6
②行政回収による雑誌、雑がみ回収の有無	8
③行政回収による雑誌と雑がみの排出ルール.....	10
④雑がみ区分の名称.....	12
⑤雑がみの排出方法	13
⑥行政回収による雑誌と雑がみの回収量の把握状況.....	14
⑦行政回収での雑誌、雑がみ排出における個別区分の理由	15
⑧行政回収での雑誌、雑がみ排出における同一区分の理由	16

3) 集団回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況

①集団回収による古紙回収の有無	17
②集団回収による雑誌、雑がみ回収の有無	19
③集団回収による雑誌と雑がみの排出ルール	21
④集団回収による雑誌と雑がみの回収量の把握状況.....	23

(2) 事業系古紙に関する調査

1) 一般廃棄物処理計画

①事業系一般廃棄物の対象の有無	24
②事業系一般廃棄物の対象資源物	26
③「紙ごみ」を選択した理由	28
④「紙ごみ」を選択しなかった理由	30
⑤事業系一般廃棄物を対象にしていない理由	31

2) 事業系古紙の資源化への取組み

①事業系古紙の回収促進のための取組み	32
--------------------------	----

3) 啓発資料の内容と配付方法	
①啓発資料の範囲.....	35
②啓発資料の情報.....	36
③啓発資料の配付方法	37
4) 事業系古紙の区分	
①事業系古紙の推奨区分の有無.....	38
②事業系古紙の推奨区分の内容.....	40
5) 事業系古紙の資源化で抱える課題	
①資源化で抱える課題	42
(3) 事業系古紙に関する設問間の傾向	
1) 事業系一般廃棄物の対象資源物と事業系古紙の資源化への取組み	45
2) 事業系一般廃棄物の対象資源物と事業系古紙の推奨区分の有無.....	45
3) 事業系一般廃棄物の対象資源物と資源化で抱える課題	46
4) 事業系古紙の回収促進のための取組みと資源化で抱える課題	47
(4) 意見・要望	48

2 資料編

調査票	51
-----------	----

1 本 編

要 約

1 調査項目について

家庭系古紙に関する調査では、雑誌と雑がみの排出・回収状況の把握を目的に設問を設計し、「雑誌と雑がみを回収しているか」、「雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールであるか、同一の区分に排出するルールであるか」について行政回収、集団回収別に設問を設けた。また、行政回収にて雑誌と雑がみを回収している自治体に対し、雑誌と雑がみを個別の区分、あるいは同一の区分に排出するルールにしている理由等について設問を設けた。

事業系古紙に関する調査では、一般廃棄物処理計画における事業系一般廃棄物の対象の有無、紙ごみの対象の有無、その理由を把握するための設問を設けた。また、紙ごみの資源化を推進するための取組みとその内容、資源化で抱える課題を把握するための設問を設けた。

2 家庭系古紙に関する調査

(1) 行政回収、集団回収による雑がみの回収

行政回収により古紙を回収している 1,130 自治体のうち、雑がみを回収している割合は 88.5%（雑誌と雑がみを回収している 88.0%、雑がみは回収し雑誌は回収していない 0.5%）であった。一方、集団回収により古紙を回収している 863 自治体のうち、雑がみを回収している割合は 70.1%（雑誌と雑がみを回収している 69.6%、雑がみは回収し雑誌は回収していない 0.5%）であった。

集団回収では行政回収ほど雑がみ回収が行われていない結果から、雑がみを集団回収でも回収品目の対象にし、そのことを明示することで、雑がみ回収を促進させることができる。

(2) 雑誌、雑がみの分別排出、分別流通

行政回収により雑誌と雑がみを回収している 994 自治体のうち、雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールである割合は 61.3%（609 自治体）、雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである割合は 35.4%（352 自治体）であった。また、雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである 352 自治体のうち、雑誌と雑がみの回収量を別々に把握している割合は 55.4%（195 自治体）であった。

行政回収で雑誌と雑がみを回収している自治体において、現状では、雑誌と雑がみは同一の区分へ排出するルールにしている割合が高く、また、個別に排出していても回収段階等で混合している場合があり、雑誌と雑がみが計量段階まで別々に管理されている割合は 20%程度（195/994 自治体）であることがわかった。

(3) 雑誌と雑がみの分別排出のために必要なこと

雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールにしている 352 自治体のうち、その理由として「雑誌区分への禁忌品混入を減らせるため」の割合が 40.1%で最も高く、次いで「古紙回収業者や古紙売却先等から要請・提案があったため」（29.0%）となった。雑誌と雑がみを個別に排出し、別々に流通させることは雑誌古紙への禁忌品混入を減らし、品質を維持できることから、印刷・情報用紙等の洋紙の原料として雑誌古紙をより高度に利用できる可能性がある。

一方、雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールにしている 609 自治体のうち、その理由として「住民の分別負担を軽減できるため」の割合が 70.1%で最も高く、次いで「住民への周知が容易であるため」（47.6%）、「雑誌と雑がみをそれぞれ個別の区分で排出する目的が明確でないため」（46.3%）の順となった。

雑誌、雑がみをそれぞれ個別の区分に排出することが住民や自治体に受け入れられるには、住民への過度な分別負担とならないようにすること、住民へ分かりやすく周知できること、雑誌と雑がみをそれぞれ個別の区分で

排出する目的を明確にすること等が必要であるとわかった。なお、個別に流通・利用されるためには排出段階での協力の他に、回収、流通における関係者の理解と整備も必要となる。

3 事業系古紙に関する調査

今回の調査で自治体の回答割合と昼間就業者数（市区町村の昼間の 15 才以上の就業者：計算式 p.4）の回答割合を比較分析することで、就業者が多い自治体と少ない自治体では、事業系古紙の資源化への取組みや事業系古紙の資源化で抱える課題に差があることが明確に出来た。

（1）事業系一般廃棄物の減量化を進める資源物のターゲットとその理由

事業系一般廃棄物を含めて一般廃棄物処理計画を作成している自治体の割合は 69.5%であった。その中で事業系一般廃棄物の対象にしている資源物は「紙ごみ」(74.3%)が最も高かった。「紙ごみ」を対象にしている理由は、「紙ごみの混入が多い」が 54.6%で最も高く、次いで「紙ごみに資源化できる紙類が多い」(45.1%)、「廃棄物処理に係る費用を抑えたい」(36.8%)の順となった。

（2）事業系古紙の資源化への取組み

事業系古紙の回収促進のための取組みの内容は、「啓発資料の作成」(24.1%)が最も高く、次いで「焼却施設への紙類の搬入規制、搬入検査」(16.0%)、「大規模事業所への再利用計画書の提出」(10.9%)の順となった。

昼間就業者数の割合では、「啓発資料の作成」(62.7%)が最も高く、次いで「大規模事業所への再利用計画書の提出」(43.6%)、「事業所への立入指導」(40.1%)、「焼却施設への紙類の搬入規制、搬入検査」(36.9%)の順となった。

昼間就業者数の割合でそれぞれの割合が高くなっていることより、就業者が多い自治体ほど、事業系古紙の回収促進のための取組みを行っていることがわかった。

（3）啓発資料の内容と配付方法

リサイクルを促進させるための啓発資料を作成している自治体では、その啓発資料の内容は「古紙の分別区分」(80.4%)が最も高く、次いで「業者情報」(42.1%)、「禁忌品(異物)の種類」(37.9%)、「排出ルート」(33.1%)「機密書類」(27.3%)の順となった。

また、その啓発資料の配付方法は、「ホームページに掲載している」(65.6%)が最も高く、次いで「自治体の公共施設に置いている」(34.7%)、「収集運搬業者を通して配付している」(22.2%)の順となった。

（4）事業系古紙の資源化で抱える課題

事業系古紙の資源化で抱える課題は、「行政区域内の事業系古紙の回収の全容が把握しにくい」が 40.4%で最も高く、次いで「焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない」(32.1%)、「事業所の理解と協力を得るのが難しい」(22.5%)の順となった。

昼間就業者数の割合では、「焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない」が 52.7%で最も高く、次いで「行政区域内の事業系古紙の回収の全容が把握しにくい」(48.0%)、「事業所の理解と協力を得るのが難しい」(37.9%)の順となった。

昼間就業者数の割合でそれぞれの割合が高くなっていることより、就業者が多い自治体ほど、事業系古紙の資源化に課題を抱えていることがわかった。

第1章 調査の概要

(1) 調査の目的

地方自治体の紙リサイクル施策に関する状況を継続的に把握することを目的としている。

(2) 調査票の構成

調査票の構成(内容)は、表1のとおりである。

表1 調査票の構成

(1) 家庭系古紙に関する調査	
1) 行政回収・集団回収による古紙回収	2) 行政回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況
3) 集団回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況	
(2) 事業系古紙に関する調査	
1) 一般廃棄物処理計画	2) 事業系古紙の資源化への取組み
3) 啓発資料の内容と配付方法	4) 事業系古紙の区分
5) 事業系古紙の資源化で抱える課題	

(3) 調査対象

東京23区及び市町村合計1,741自治体

(4) 調査の実施期間

平成27年7月27日(月)～9月10日(木)

(5) 調査方法

調査票・回答用紙を各自治体に郵送(当センターホームページからも取得可能)。

回答は、同封した返信用封筒にて返送、あるいは電子メールで送信。

(6) 回収結果

回収結果は、表2のとおりである。

表2 回収結果

区分	発送数	回収数	回収率(%)
市区町村	1,741	1,293	74.3

*市区町村の世帯カバー率は91.2%。

世帯カバー率とは、回答のあった自治体の世帯数合計が日本の総世帯数に占める割合を百分率で表した値。

(7) 回答自治体の構成

1) 人口規模

回答のあった市区町村の人口規模別構成は、表3のとおりである。本報告書では、この区分を使用した。

表3 人口区分と構成比

人口区分	市区町村 (N)	構成比 (%)
70万人以上	22	1.7
20万人以上70万人未満	105	8.1
10万人以上20万人未満	140	10.8
5万人以上10万人未満	238	18.4
1万人以上5万人未満	522	40.4
1万人未満	266	20.6
合計	1,293	100.0

2) 地域

回答のあった市区町村の地域別構成は、表 4 のとおりである。本報告書では、この区分を使用した。

表 4 地域区分と構成比

地域	市区町村 (N)	構成比 (%)	都道府県
北海道	121	9.4	北海道
東北	154	11.9	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	290	22.4	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県
中部	235	18.2	富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	150	11.6	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	85	6.6	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	63	4.9	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	171	13.2	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	24	1.9	沖縄県
合計	1,293	100.0	—

(8) 報告書の見方

- 1) 集計結果は、家庭系古紙に関する調査では回答自治体の件数の割合を表した「自治体数」及び世帯数の割合を表した「世帯数」を掲載した。事業系古紙に関する調査では回答自治体の件数の割合を表した「自治体数」及び昼間の就業者数の割合を表した「昼間就業者数」を掲載した。

図表中の「自治体数」の N は回答自治体数、「世帯数」の世帯数は回答自治体内の世帯総数、「昼間就業者数」の昼間就業者数は回答自治体内の昼間就業者総数を表す。

- 2) 昼間就業者数は市区町村の昼間の 15 才以上の就業者数を示しており、平成 22 年度国勢調査を基に、市区町村の昼間人口から 15 歳以上の就業していない人数を引いて求めた。また、15 歳以上の就業していない人数は、夜間人口から 15 歳以上の就業者数を引いて求めた。

昼間就業者数 = 昼間人口 - 15 歳以上の就業していない人数 (夜間人口 - 15 歳以上の就業者数)

※ 昼間人口は、市区町村の昼間居住者、在住就業者、他市区町村から移動してきた就業者の人数を示している。

夜間人口は、市区町村の総人口を示している。

15 歳以上の就業者数は、市区町村の総人口中の就業者数を示している。

- 3) 回答が 2 つ以上ありうる複数回答は、比率の合計が 100.0%を超える場合がある。
- 4) グラフの構成比率合計は、四捨五入により 100.0%とならない場合がある。
- 5) 属性別(クロス)集計のグラフでは、5.0%以下を非表示とした。
- 6) 属性別(クロス)集計の記述では、特徴または傾向が見られるものをコメントの対象とし、N 値が 50 件に満たない場合はコメントの対象外とした。
- 7) 問 26 の意見・要望等は内容により 7 区分に分類し、主な記述を掲載した。
- 8) 報告書に掲載していない属性別の結果や各選択肢の回答件数等のデータを閲覧希望の方は、古紙再生促進センター業務部業務課(TEL : 03-3537-6822)までご連絡下さい。
- 9) 本報告書は地方自治体を対象に行ったアンケート調査結果であり、地方自治体の紙リサイクル施策に関する指標の一つである。

第2章 調査結果の分析

(1) 家庭系古紙に関する調査

1) 行政回収・集団回収による古紙回収

①行政・集団回収による古紙回収の有無

問1 貴自治体では、古紙を資源物として「行政回収」、または「集団回収」により回収していますか。該当する番号を選んでください。

(注1)行政回収：各家庭から集積所などに排出された古紙を行政のコスト負担（直営または委託）で回収する方法。

(注2)集団回収：地域の団体（自治会、PTA など）が回収し、直接古紙業者等と契約して引き渡す自主的な資源回収方法。

行政回収または集団回収により古紙を回収している自治体の割合は97.8%であった。

世帯数の割合では、回収している割合は99.7%であった。

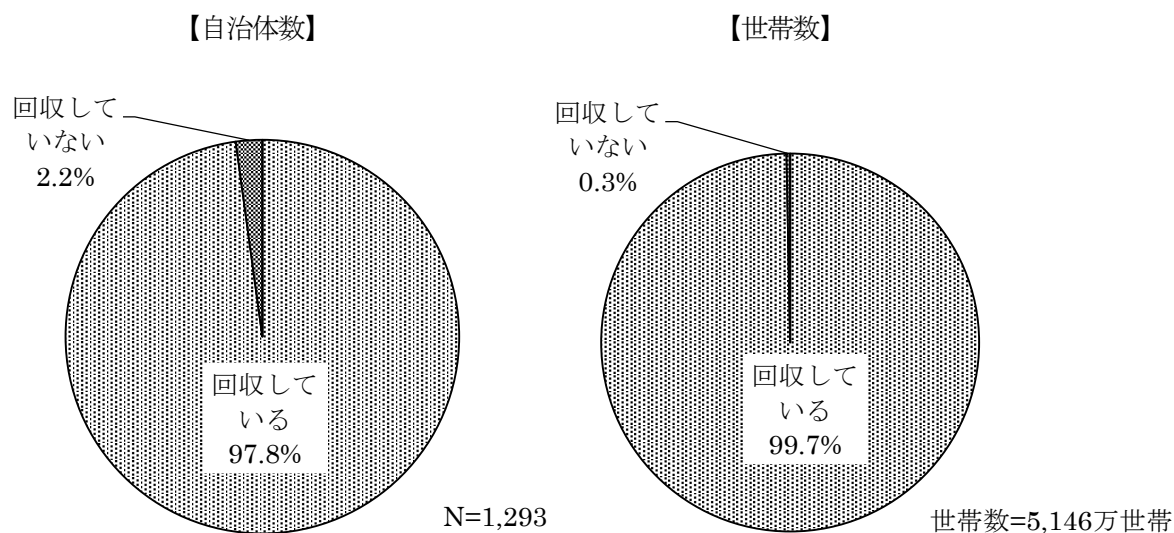


図1 行政・集団回収による古紙回収の有無

2) 行政回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況

①行政回収による古紙回収の有無

問2 問1で「1 回収している」を選択した自治体に伺います。行政回収により古紙を回収していますか。該当する番号を選んでください。

行政回収または集団回収により古紙を回収している 1,265 自治体のうち、行政回収により古紙を回収している割合は 89.3%、回収していない割合は 10.7%であった。

世帯数の割合では、回収していない割合が 14.2%で、自治体数の割合よりも高くなった。

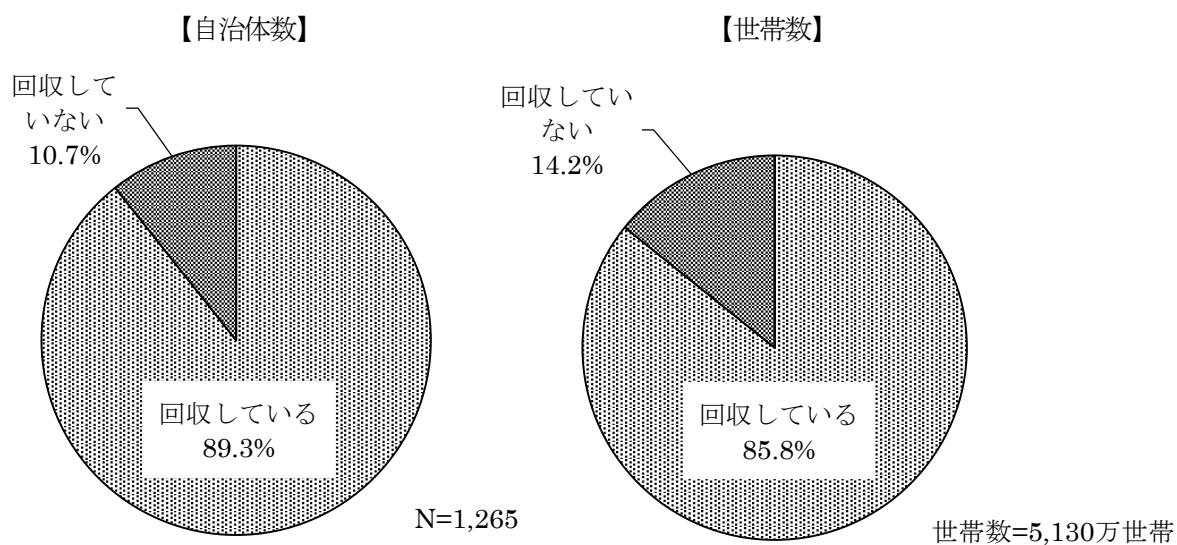


図 2 行政回収による古紙回収の有無

【属性別の傾向】

属性別に「回収している」をみると、市区町村別では「村」(95.6%)が最も高かった。地域別では、「近畿」(71.9%)が最も低かった。

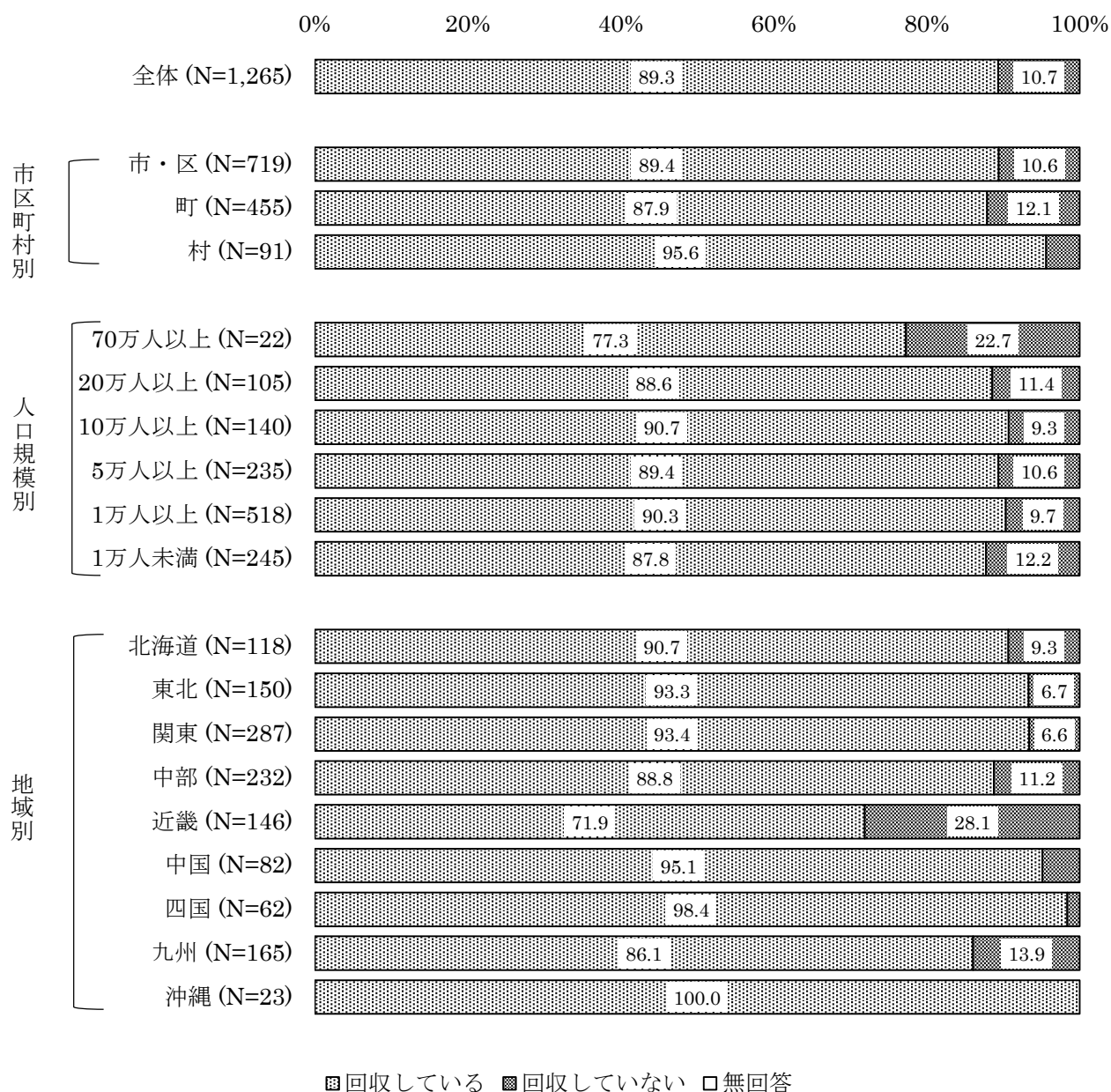


図 3 属性別の行政回収による古紙回収の有無

②行政回収による雑誌、雑がみ回収の有無

問3 問2で「1 回収している」を選択した自治体に伺います。行政回収において、雑誌、雑がみを回収していますか。該当する番号を一つ選んでください。

行政回収により古紙を回収している 1,130 自治体のうち、雑誌と雑がみを回収している割合は 88.0%、雑がみは回収し、雑誌は回収していない割合は 0.5%であった。そのため、行政回収により雑がみを回収している割合は 88.5%となった。

世帯数の割合では、雑誌と雑がみを回収している割合が 90.1%で、自治体数の割合よりも高くなった。

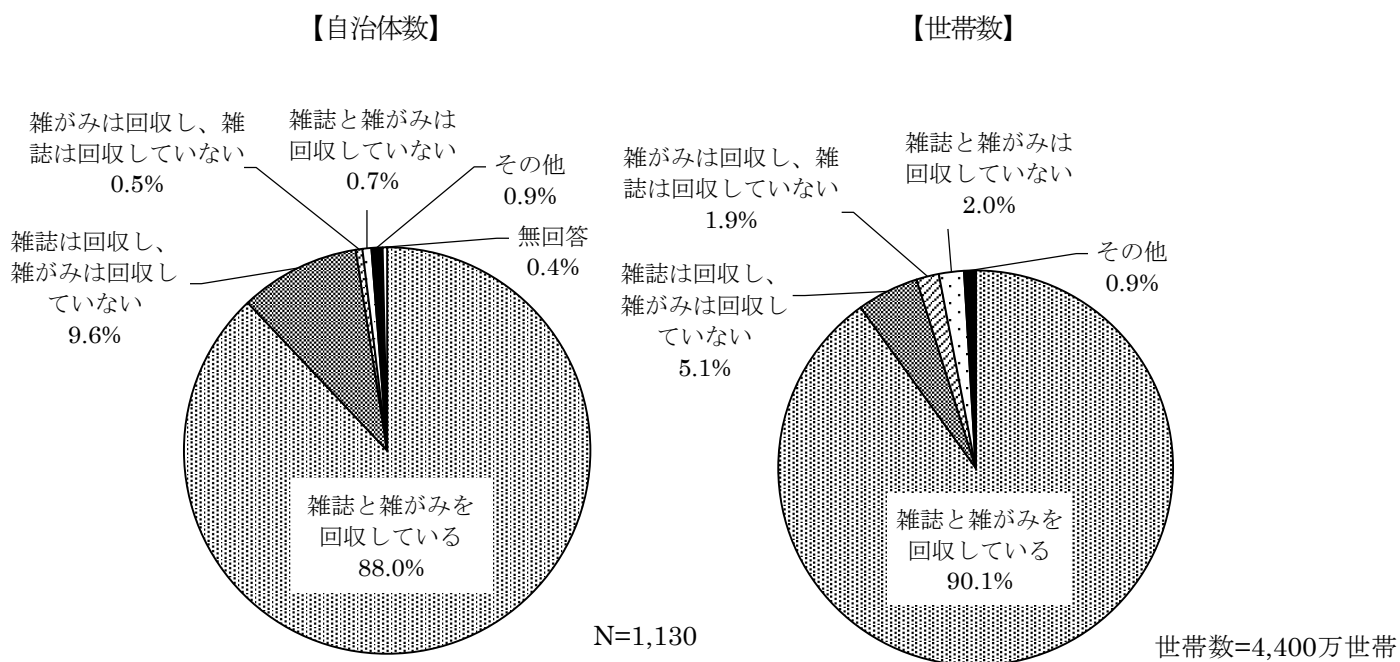


図 4 行政回収による雑誌、雑がみ回収の有無

【「その他」の主な記述内容】

- 雑誌は回収し、雑紙は他の可燃物と共に別途回収して RDF 化している：1 件
- 雑誌は、区内全域で回収し、雑がみは、品目を限定し、一部地域でモデル回収を行なっている：1 件

【属性別の傾向】

属性別に「雑誌と雑がみを回収している」をみると、人口規模別では「20 万人以上」(94.6%)が最も高く、次いで「10 万人以上」(93.7%)の順となった。

地域別では、「関東」(94.8%)が最も高く、次いで「中部」(88.8%)、「九州」(88.7%)の順となった。

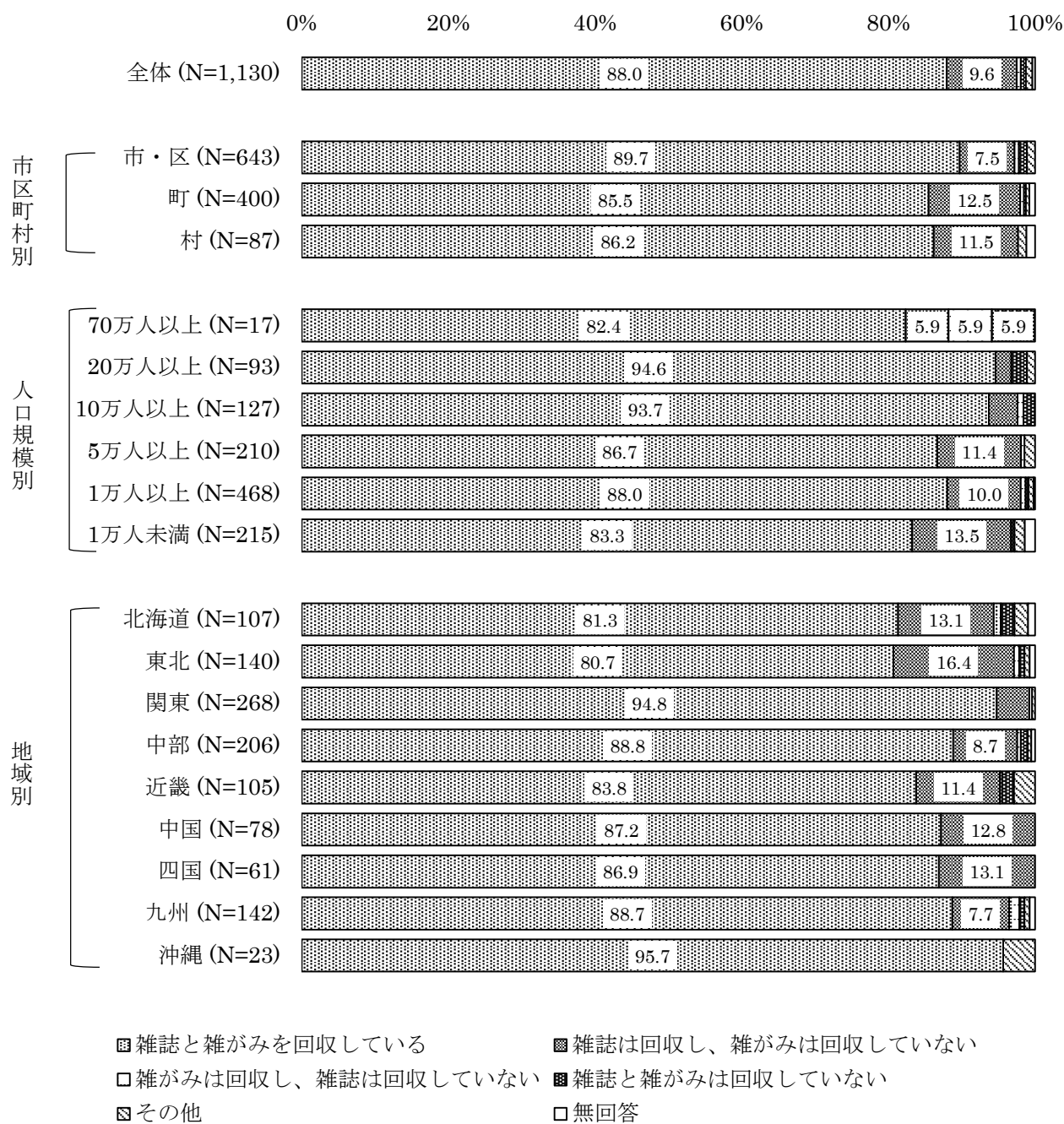


図 5 属性別の行政回収による雑誌、雑がみ回収の有無

③行政回収による雑誌と雑がみの排出ルール

問4 問3で「1 雑誌と雑がみを回収している」を選択した自治体に伺います。住民は雑誌と雑がみをどのように排出するルールですか。該当する番号を一つ選んでください。

行政回収により雑誌と雑がみを回収している 994 自治体のうち、雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールである割合は 61.3%、雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである割合は 35.4%であった。

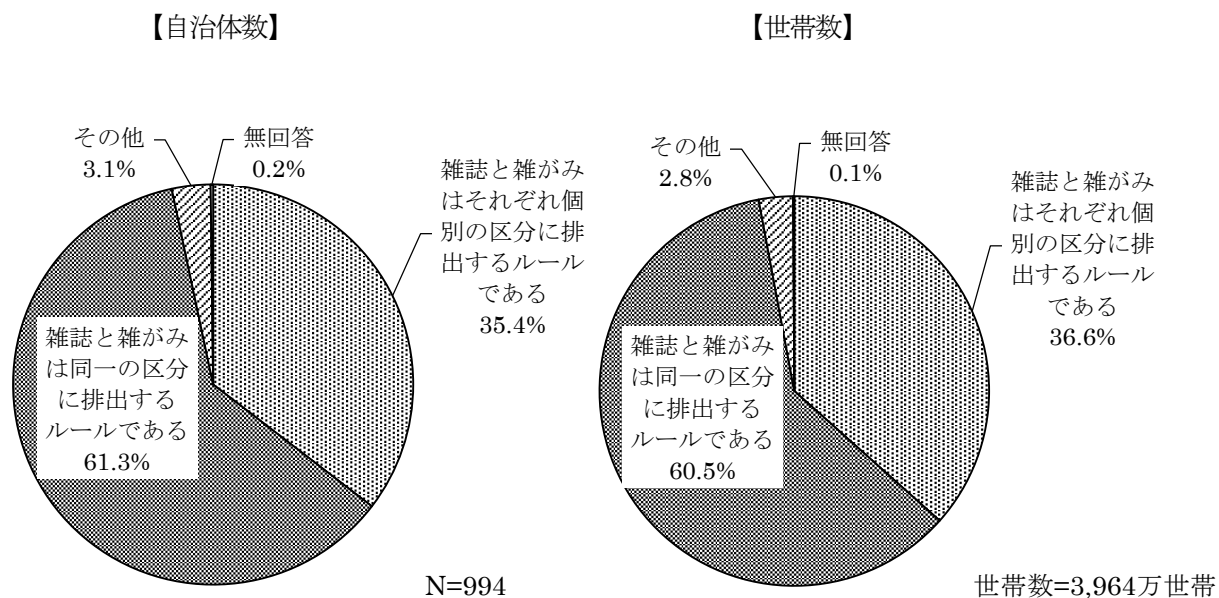


図 6 行政回収による雑誌と雑がみの排出ルール

【「その他」の主な記述内容】

- 雑がみの種類によって区分が異なる：8 件
- 個別の区分を設けているが、混ぜても構わない：2 件
- 同一の区分であるが、分けて排出するようにしている：2 件
- 「古紙」という区分に雑誌と雑がみを排出している：2 件

【属性別の傾向】

属性別に「雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである」をみると、市区町村別では「町」(41.2%)が最も高かった。

人口規模別では「1万人未満」(39.7%)が最も高く、次いで「1万人以上」(38.3%)が高かった。

地域別では「北海道」(57.5%)が最も高く、次いで「東北」(49.6%)が高かった。

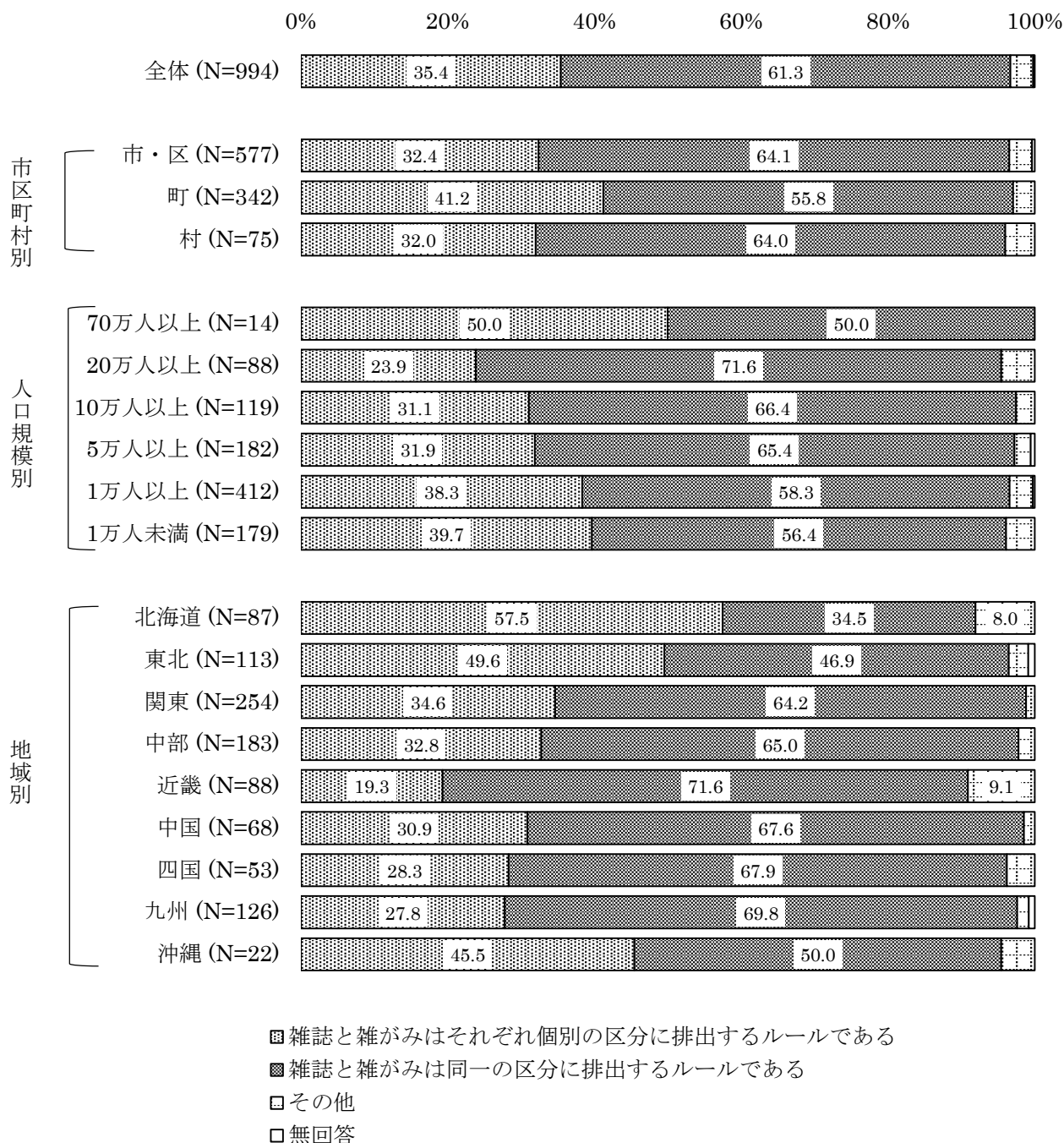


図 7 属性別の行政回収による雑誌と雑がみの排出ルール

④雑がみ区分の名称

問5 問4で「1 雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである。」を選択した自治体に伺います。
雑がみ区分の名称は何ですか。該当する番号を一つ選んでください。

雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールにしている 352 自治体のうち、雑がみ区分の名称が「雑がみ」である割合が 29.8%で最も高く、次いで「その他の紙」(21.6%)、「雑紙」(14.5%)となった。

世帯数の割合では、「その他の紙」(35.4%)が最も高く、自治体数の割合よりも高くなった。次いで「雑がみ」(27.1%)が高かった。

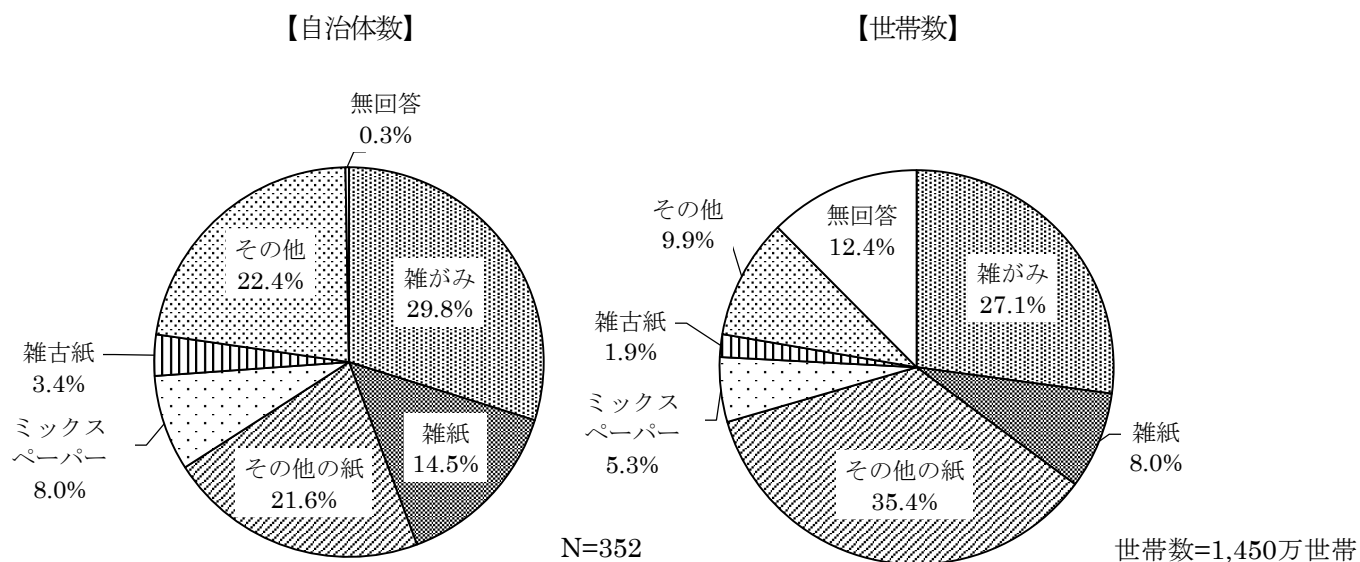


図 8 雑がみ区分の名称

【「その他」の主な記述内容】

- 紙製容器包装：15 件
- チラシ：6 件
- その他の紙類：4 件
- その他紙製容器包装：3 件
- 雑紙類：3 件
- ざつがみ：2 件
- ざつ紙：2 件

⑤雑がみの排出方法

問6 雑がみの排出方法はどのようなルールになっていますか。該当する番号をすべて選んでください。

雑がみの排出方法として、ひもで縛って排出する割合が65.1%で最も高く、次いで「指定袋ではない紙袋に入れて出す」(46.0%)が高かった。

世帯数の割合では、「指定袋ではない紙袋に入れて出す」(65.5%)が最も高く、次いで「ひもで縛って排出する」(53.0%)、「指定袋ではないポリ袋に入れて出す」(36.7%)の順となった。

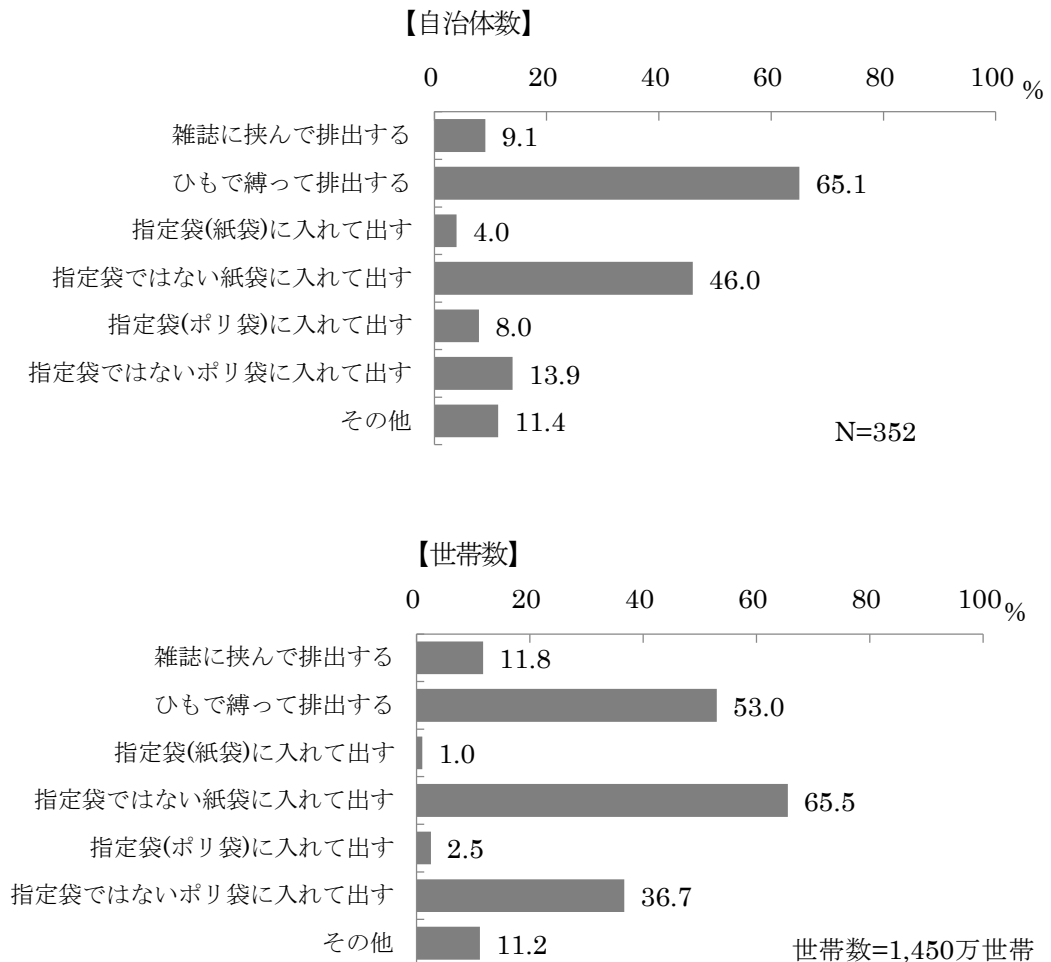


図9 雑がみの排出方法

【「その他」の主な記述内容】

- 排出場所に設置されている容器等に排出する：10件
- 透明・半透明の袋に入れて排出する：5件
- 新聞に挟んで排出する：5件
- 紙袋に入れてひもで縛って排出する：3件
- 段ボールに入れて排出する：3件
- 紙ひもで縛って排出する：3件

⑥行政回収による雑誌と雑がみの回収量の把握状況

問7 雑誌と雑がみの回収量はどのように把握していますか。該当する番号を一つ選んでください。

雑誌と雑がみの回収量を別々に把握している割合は55.4%、雑誌と雑がみが混合した回収量を把握している割合は37.8%であった。

世帯数の割合では、雑誌と雑がみの回収量を別々に把握している割合が63.9%で、自治体数の割合よりも高くなった。

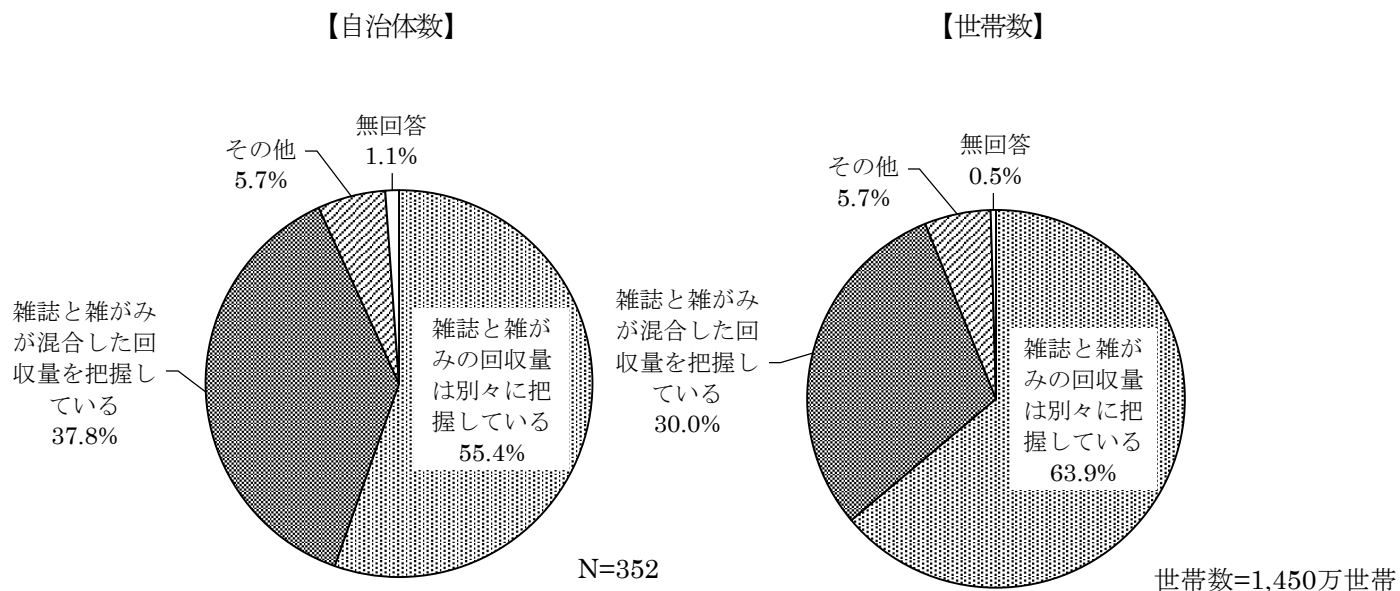


図 10 行政回収による雑誌と雑がみの回収量の把握状況

【「その他」の主な記述内容】

- 雑誌の回収量は把握し、雑がみの回収量は新聞との混合量を把握している：5件
- 古紙の合計量のみ把握している：3件
- 雑がみの回収量は把握していない：2件
- 雑がみの回収量は把握している：2件

⑦行政回収での雑誌、雑がみ排出における個別区分の理由

問 8 雑誌と雑がみを同一の区分ではなく、それぞれ個別の区分で排出するルールにしている理由は何ですか。
該当する番号をすべて選んでください。

雑誌と雑がみをそれぞれ個別の区分に排出するルールにしている理由として、「雑誌区分への禁忌品混入を減らせるため」の割合が 40.1%で最も高く、次いで「古紙回収業者や古紙売却先等から要請・提案があったため」(29.0%)、「雑誌と雑がみを同一の区分で排出するよりも、雑誌あるいは雑がみの回収量が増加するため」(22.4%)の順となった。

世帯数の割合では、「雑誌区分への禁忌品混入を減らせるため」の割合が 55.1%で最も高く、次いで「雑誌と雑がみを同一の区分で排出するよりも、雑誌あるいは雑がみの回収量が増加するため」(27.8%)であった。

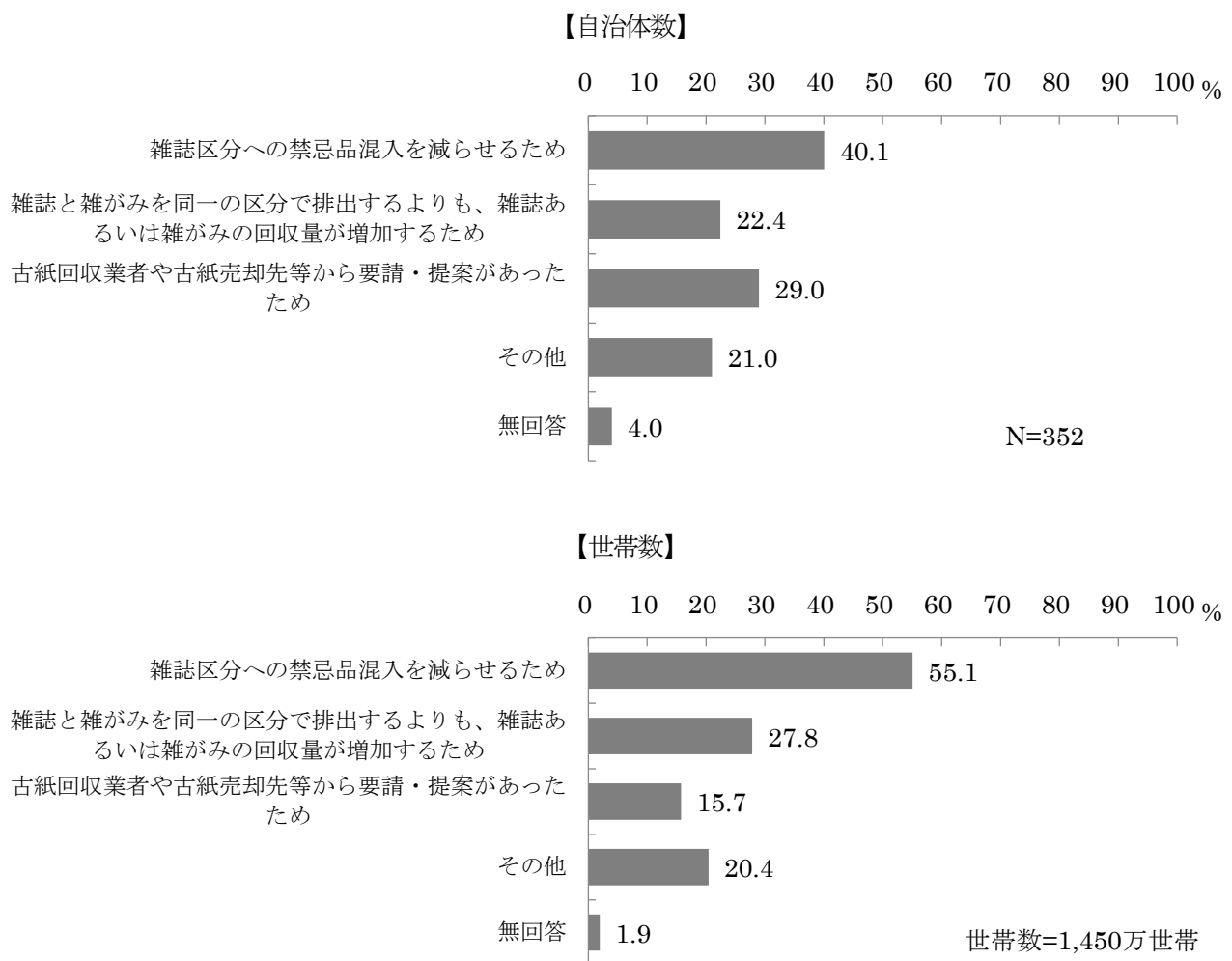


図 11 行政回収での雑誌、雑がみ排出における個別区分の理由

【「その他」の主な記述内容】

- 把握していない：13 件
- 売却単価が異なるため：12 件
- 処理ルートが異なるため：11 件
- 雑がみ回収は新たに開始されたため：6 件
- 可燃ごみの減量化のため：6 件
- 雑がみの回収量を把握したいため：5 件

⑧行政回収での雑誌、雑がみ排出における同一区分の理由

問9 問4で「2 雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールである」を選択した自治体に伺います。雑誌と雑がみをそれぞれ個別の区分ではなく、同一の区分に排出するルールにしている理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

雑誌と雑がみを同一の区分に排出するルールにしている 609 自治体のうち、その理由として「住民の分別負担を軽減できるため」の割合が 70.1%で最も高く、次いで、「住民への周知が容易であるため」(47.6%)、「雑誌と雑がみをそれぞれ個別の区分で排出する目的が明確でないため」(46.3%)の順となった。

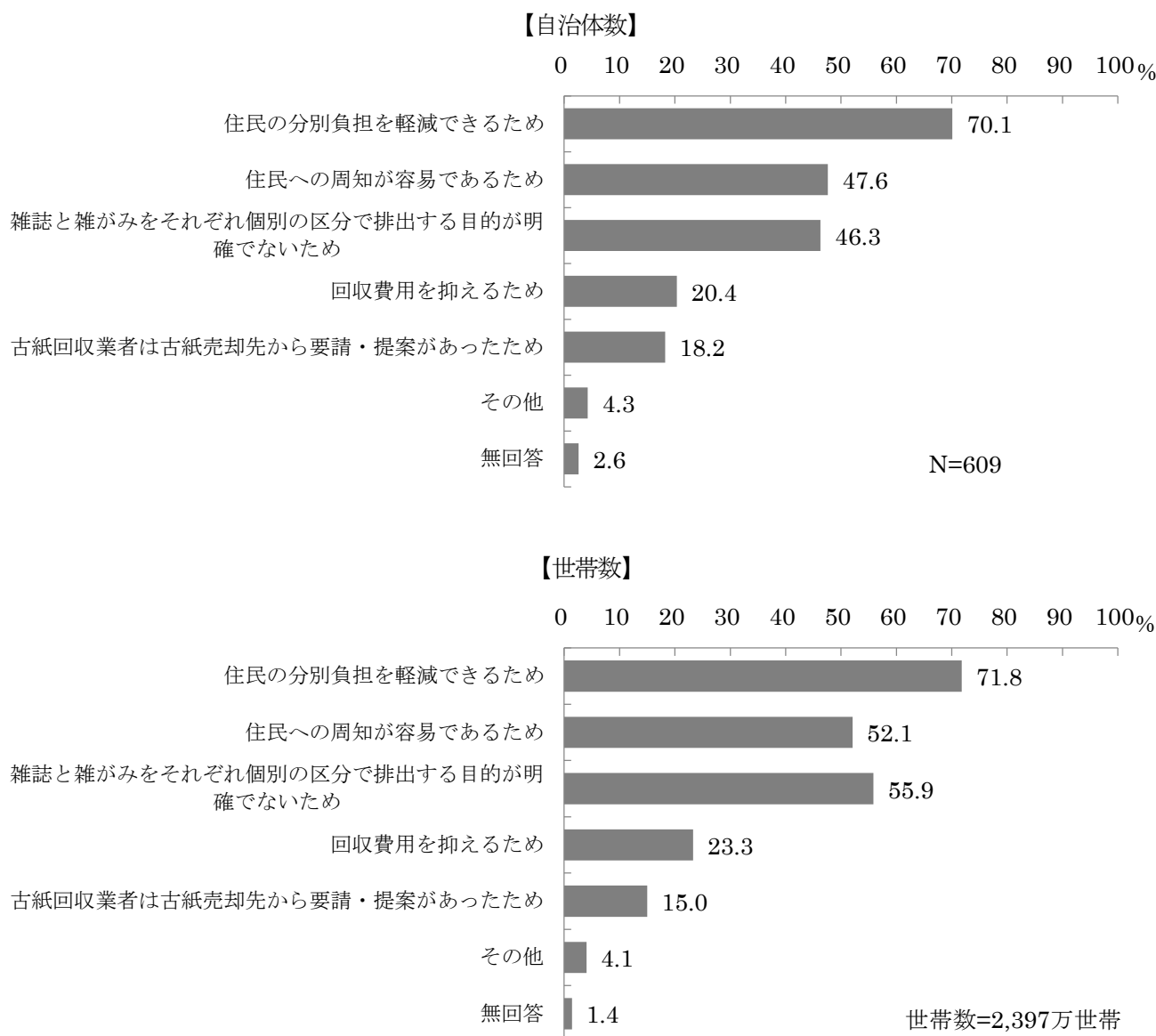


図 12 行政回収での雑誌、雑がみ排出における同一区分の理由

【「その他」の主な記述内容】

- 古紙引き渡し業者等の区分に合わせているため：14 件

3) 集団回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況

①集団回収による古紙回収の有無

問 10 集団回収により古紙を回収していますか。該当する番号を一つ選んでください。

なお、集団回収による古紙回収量を貴自治体が把握していない場合は、「2 回収していない」を選んでください。

行政回収または集団回収により古紙を回収している 1,265 自治体のうち、集団回収により古紙を回収している割合は 68.2%、回収していない割合は 30.7%であった。

世帯数の割合では、回収している割合が 86.9%で、自治体数の割合よりも高くなった。

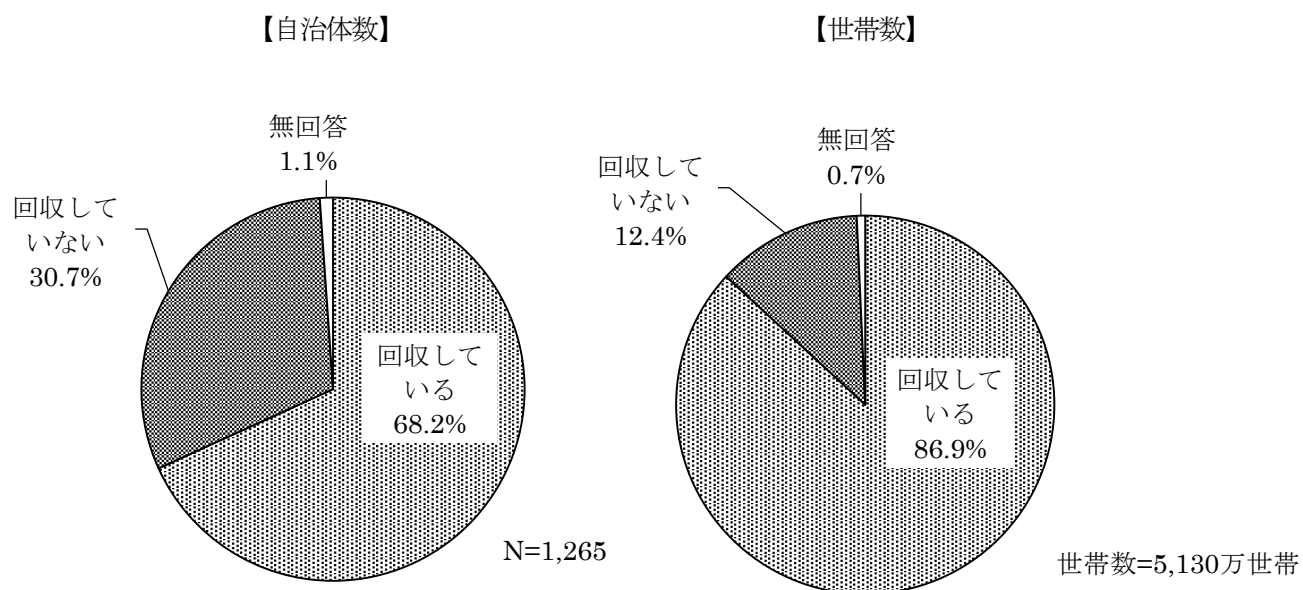


図 13 集団回収による古紙回収の有無

【属性別の傾向】

属性別に「回収している」をみると、市区町村別では、「市・区」(79.6%)が最も高く、次いで「町」(58.0%)、「村」(29.7%)の順となった。

人口規模別では、「20 万人以上」(87.6%)が最も高く、人口規模が大きくなるほど高かった。

地域別では、「近畿」(86.3%)が最も高く、次いで「関東」(77.0%)、「中部」(73.3%)の順となった。一方、「四国」(46.8%)が最も低く、次いで「北海道」(50.0%)が低かった。

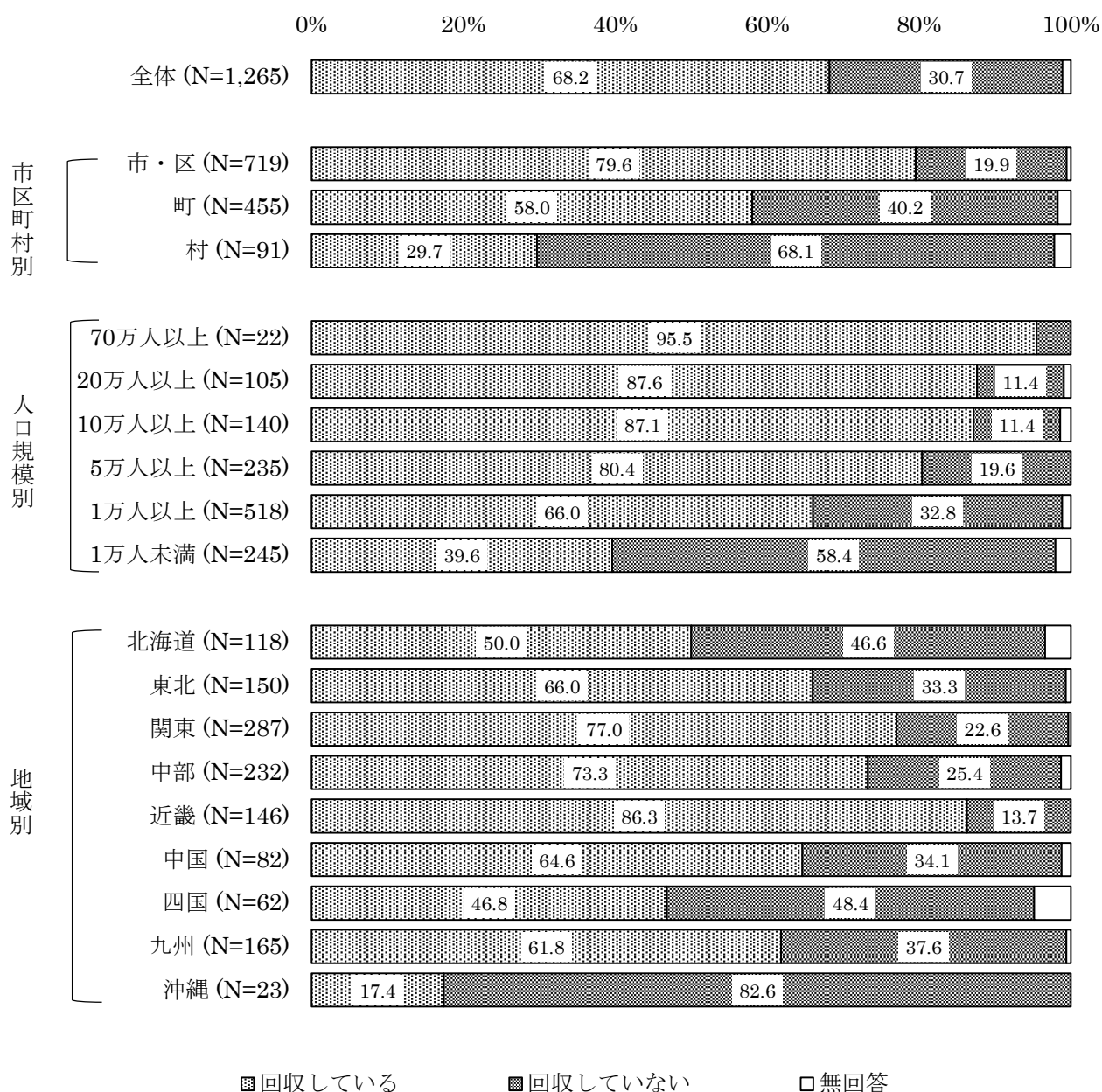


図 14 属性別の集団回収による古紙回収の有無

②集団回収による雑誌、雑がみ回収の有無

問 11 問 10 で「1 回収している」を選択した自治体に伺います。集団回収において、雑誌、雑がみを回収していますか。該当する番号を一つ選んでください。なお、団体によって異なる場合は、一般的な状況を選んでください。

集団回収により古紙を回収している 863 自治体のうち、雑誌と雑がみを回収している割合は 69.6%、雑がみは回収し、雑誌は回収していない割合は 0.5%であった。そのため、集団回収により雑がみを回収している割合は 70.1%となった。

世帯数の割合では、雑誌と雑がみを回収している割合が 76.3%で、自治体数の割合よりも高くなった。

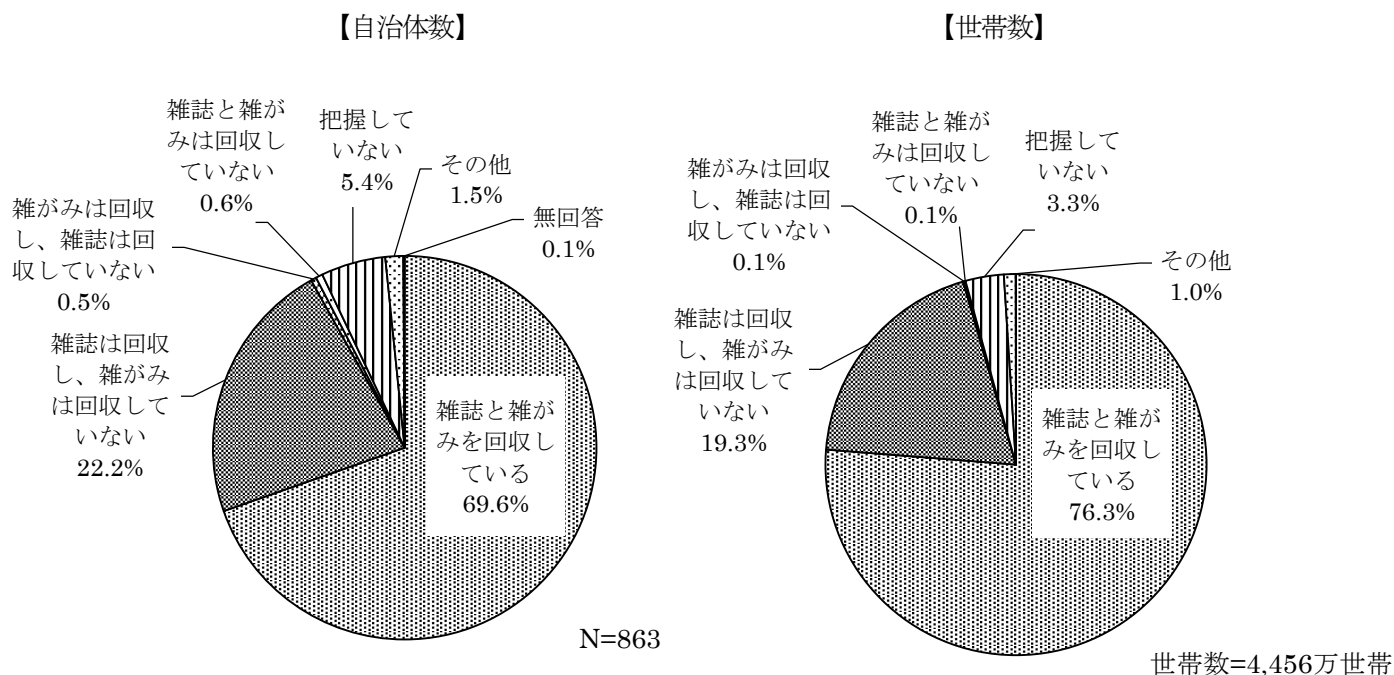


図 15 集団回収による雑誌、雑がみ回収の有無

【「その他」の主な記述内容】

- 雑誌は回収しているが、雑がみの回収は把握していない：5 件
- 実施団体により異なっている：4 件

【属性別の傾向】

属性別に「雑誌と雑がみを回収している」をみると、市区町村別では、「市・区」(72.0%)が最も高く、次いで「町」(65.2%)、「村」(63.0%)の順となった。

人口規模別では、「20 万人以上」(82.6%)が最も高く、次いで「10 万人以上」(76.2%)、「5 万人以上」(68.3%)の順となった。

地域別では、「中部」(74.1%)が最も高く、次いで「中国」(73.6%)、「東北」(69.7%)の順となった。

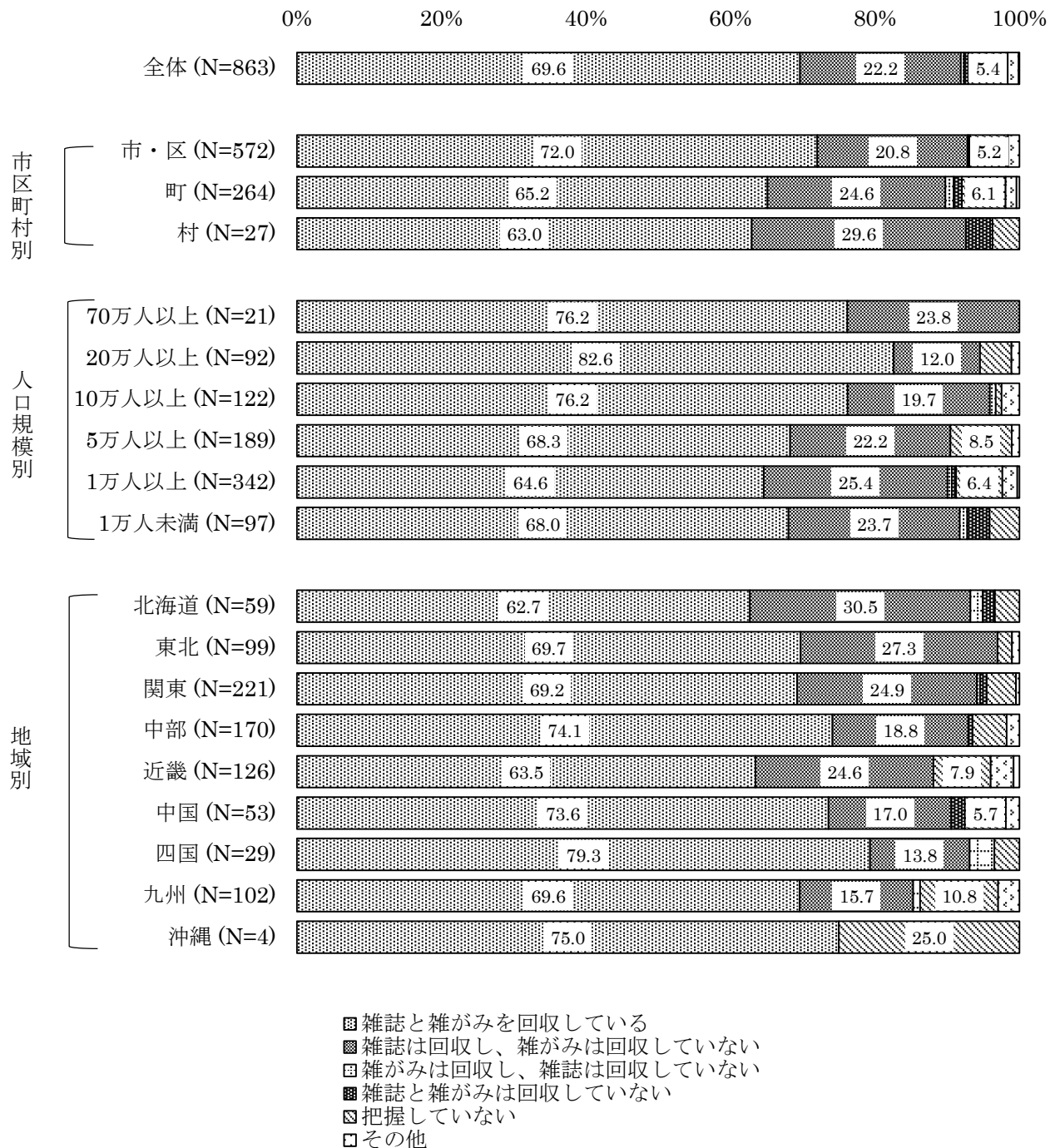


図 16 属性別の集団回収による雑誌、雑がみ回収の有無

③集団回収による雑誌と雑がみの排出ルール

問 12 問 11 で「1 雑誌と雑がみを回収している」を選択した自治体に伺います。住民は雑誌と雑がみをどのように排出するルールですか。該当する番号を一つ選んでください。なお、団体によって異なる場合は、一般的なルールを選んでください。

集団回収により雑誌と雑がみを回収している 601 自治体のうち、雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールである割合は 61.1%、雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである割合は 30.9%であった。

世帯数の割合では、雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールである割合が 64.5%で、自治体数の割合よりも高くなった。

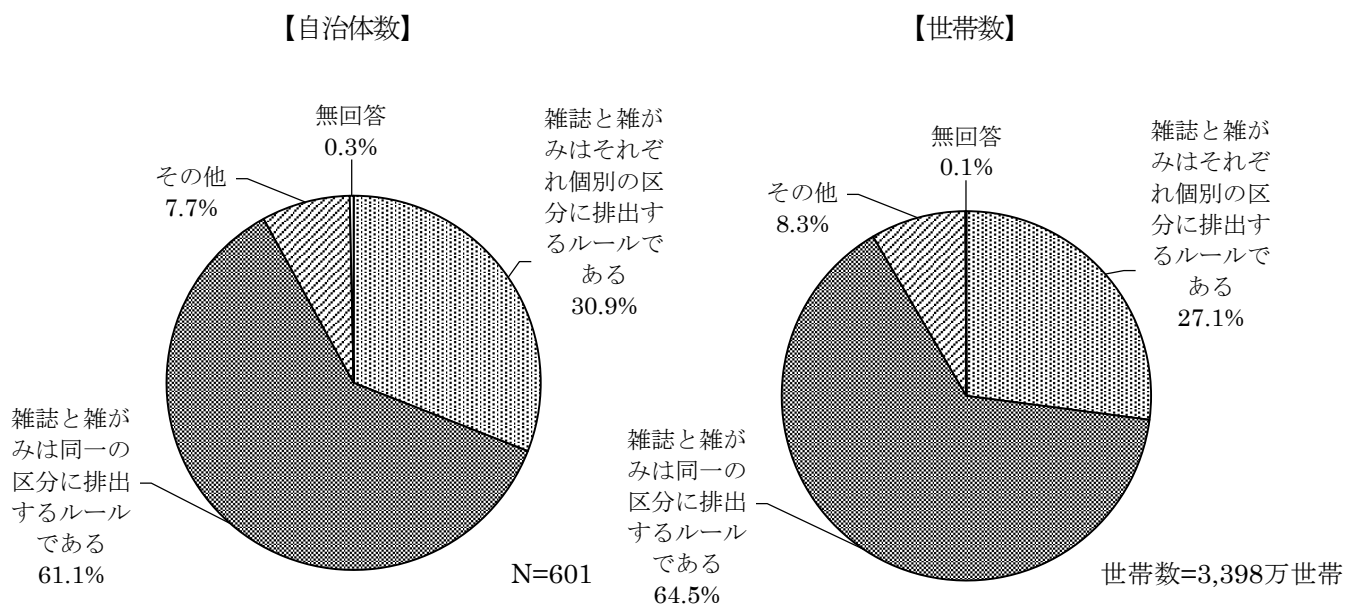


図 17 集団回収による雑誌と雑がみの排出ルール

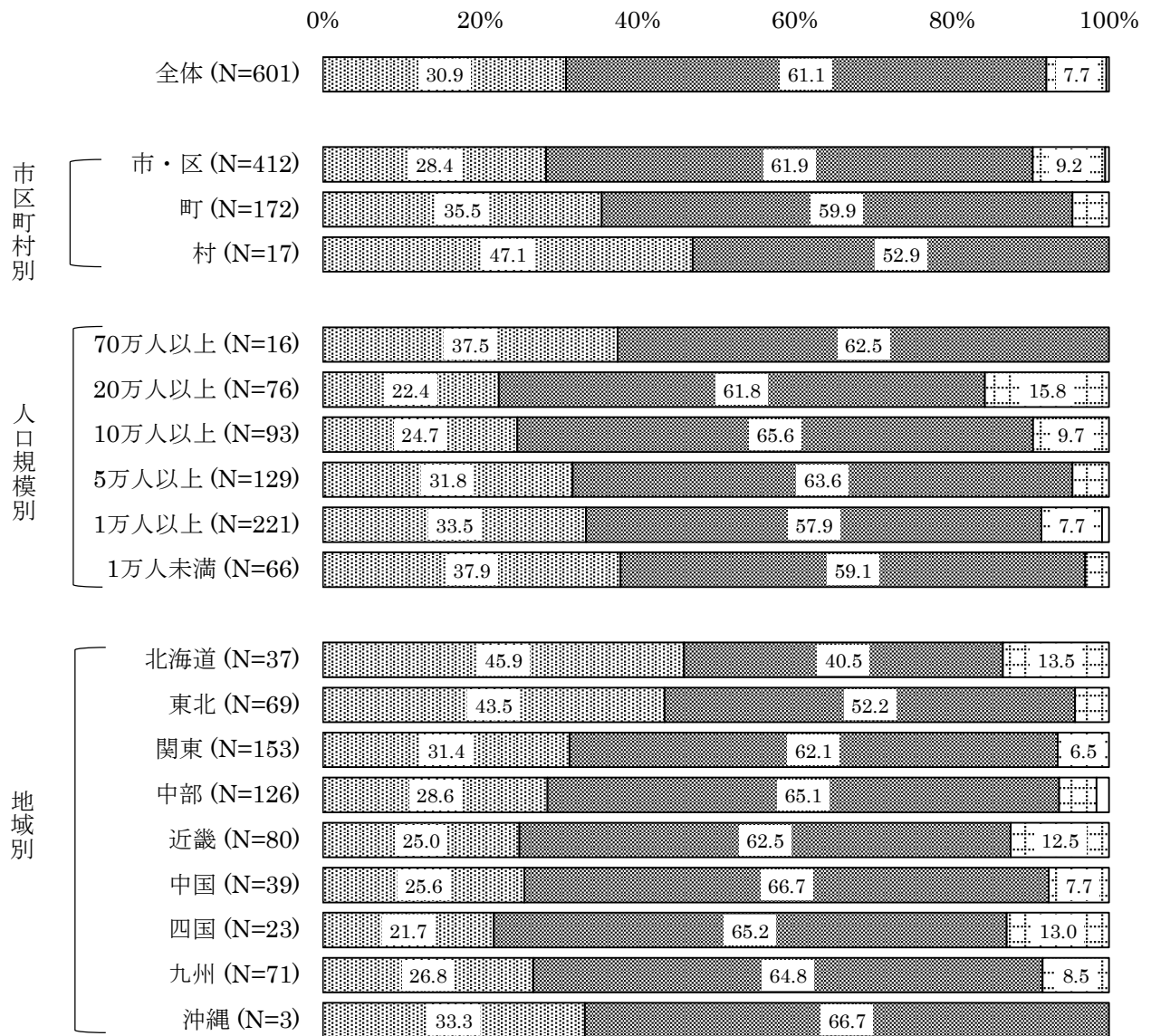
【「その他」の主な記述内容】

- 実施団体により異なっている：27 件
- 把握していない：4 件
- 雑がみの種類により区分が異なる：3 件

【属性別の傾向】

属性別に「雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである」をみると、人口規模別では、「1万人未満」(37.9%)が最も高く、人口規模が小さくなるほど高かった。

地域別では、「東北」(43.5%)が最も高く、次いで「関東」(31.4%)、「中部」(28.6%)の順となった。



- 雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである
- 雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールである
- その他
- 無回答

図 18 属性別の集団回収による雑誌と雑がみの排出ルール

④集団回収による雑誌と雑がみの回収量の把握状況

問 13 雑誌と雑がみの回収量はどのように把握していますか。該当する番号を一つ選んでください。

雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールにしている 186 自治体のうち、雑誌と雑がみの回収量を別々に把握している割合は 68.8%、雑誌と雑がみが混合した回収量を把握している割合は 26.9%であった。

世帯数の割合では、雑誌と雑がみの回収量を別々に把握している割合が 71.7%で、自治体数の割合よりも高くなった。

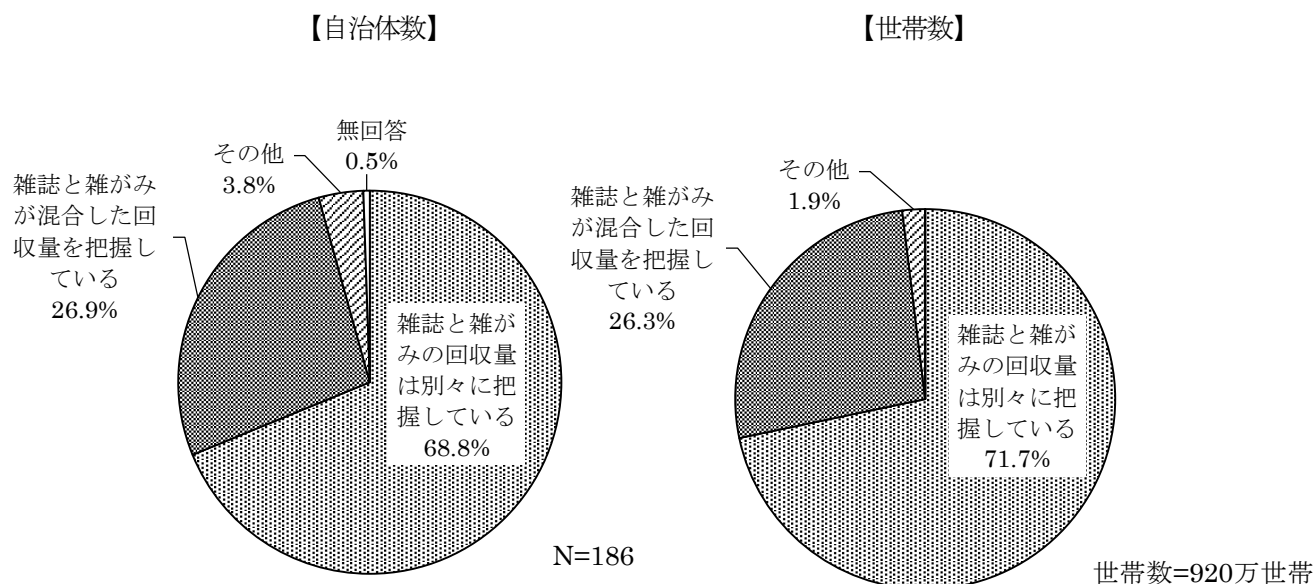


図 19 集団回収による雑誌と雑がみの回収量の把握状況

【「その他」の主な記述内容】

- 雑誌の回収量は把握し、雑がみの回収量は他の種類の古紙との混合量のみを把握している：2 件
- 古紙の合計量のみ把握している：2 件

(2) 事業系古紙に関する調査

1) 一般廃棄物処理計画

①事業系一般廃棄物の対象の有無

問 14 貴自治体で作成している「一般廃棄物処理計画」(廃掃法に定められている)では、事業系一般廃棄物を対象にしていますか。該当する番号を選んでください。

事業系一般廃棄物を含めて一般廃棄物処理計画を作成している自治体は、69.5%であった。また、昼間就業者数の割合では、86.6%であった。

就業者が多い自治体ほど事業系一般廃棄物を含めて一般廃棄物処理計画を作成していることがわかる。

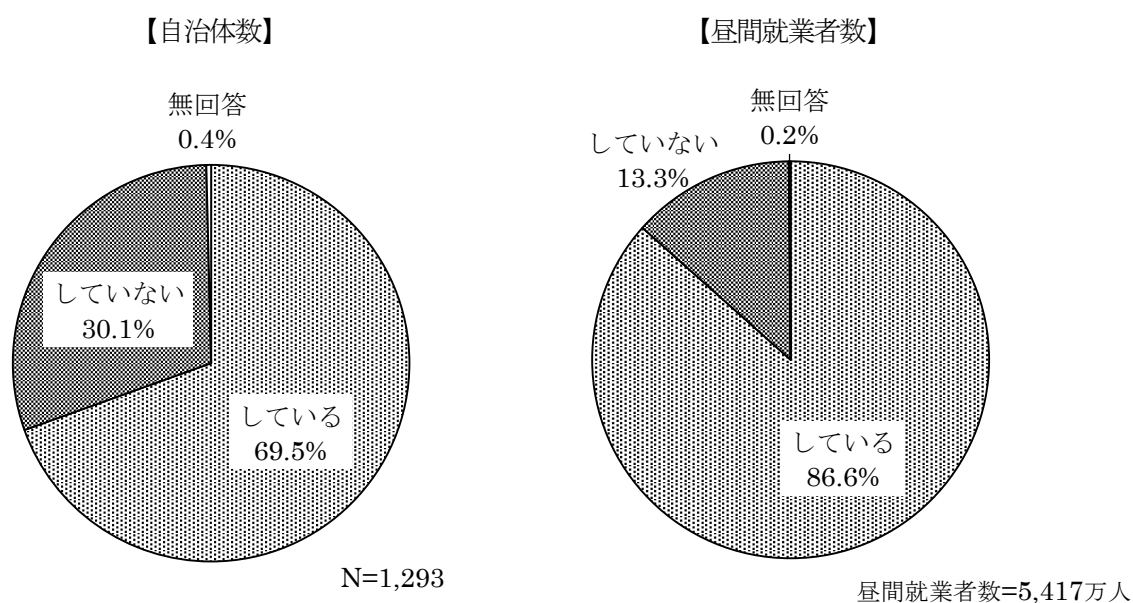


図 20 事業系一般廃棄物の対象の有無

【属性別の傾向】

事業系一般廃棄物を含めて一般廃棄物処理計画を作成している自治体を属性別にみると、市区町村別では「市・区」(77.6%)が最も高く、人口規模別では人口規模が大きくなるほど高くなる傾向にある。地域別では「関東」(80.0%)が高かった。

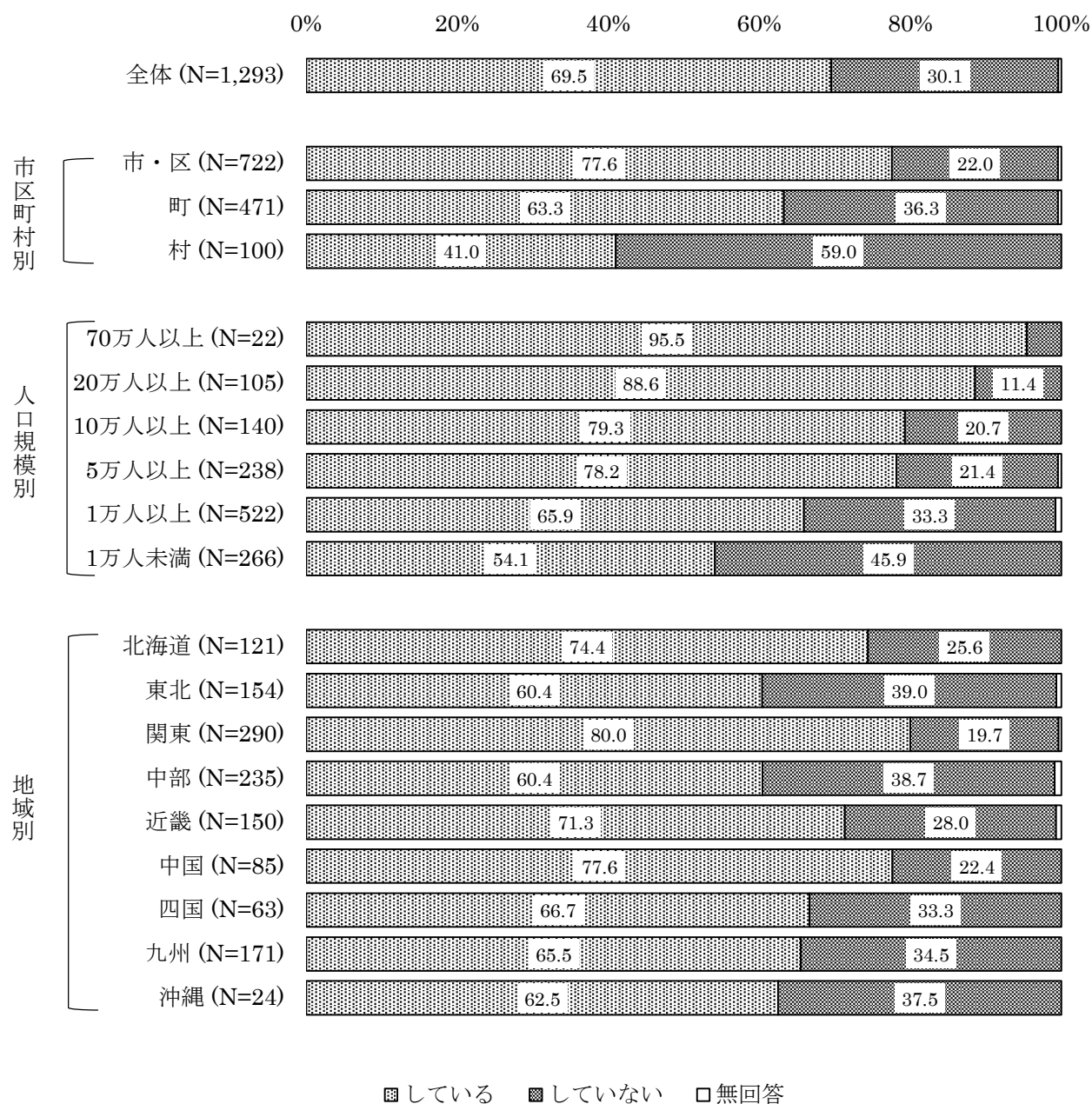


図 21 属性別の事業系一般廃棄物の対象の有無

②事業系一般廃棄物の対象資源物

問 15 問 14 で「1 している」を選択した自治体に伺います。事業系一般廃棄物についてどの資源物を対象にしていますか。該当する番号をすべて選んでください。

事業系一般廃棄物を含めて一般廃棄物処理計画を作成している 899 自治体のうち、その中で事業系一般廃棄物の対象としている資源物では、「紙ごみ」が 74.3%で最も高く、次いで「生ごみ」(44.4%)、「紙ごみ、生ごみ、廃プラスチック以外の資源物」(40.4%)、「廃プラスチック」(29.7%)の順となった。

昼間就業者数の割合では、「紙ごみ」が 79.2%で、「生ごみ」が 54.7%、「紙ごみ、生ごみ、廃プラスチック以外の資源物」が 33.6%の割合となった。

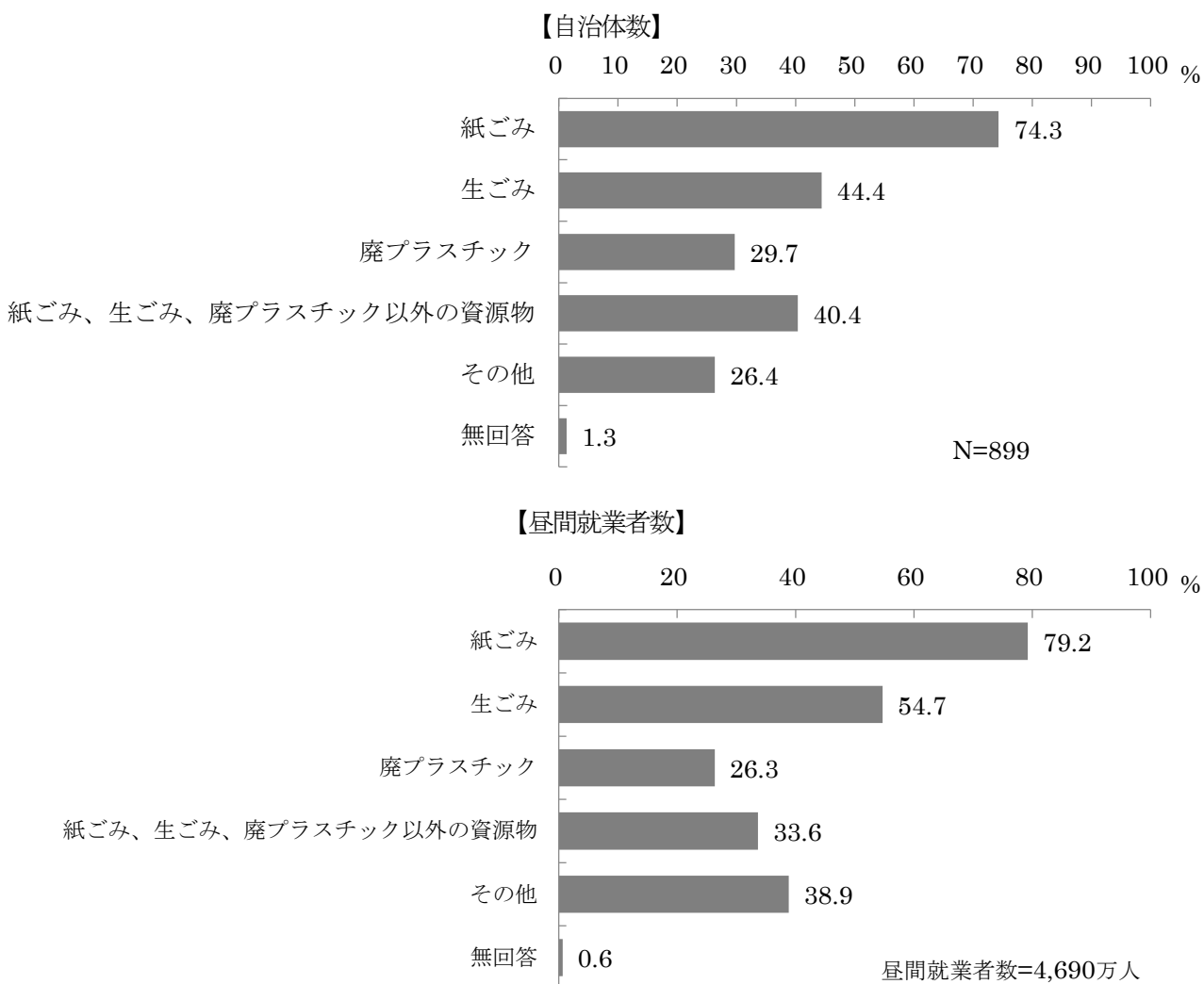


図 22 事業系一般廃棄物の対象資源物

【「その他」の主な記述内容】

- 選択肢以外の個別資源物の記載：132 件
(個別品目：缶(71 件)、ビン(70 件)、ペットボトル(63 件)、木くず(31 件)、プラスチック容器包装(24 件)など)
- 個別品目を定めていない：44 件
- 資源物は対象にしていない：16 件

【属性別の傾向】

「紙ごみ」を属性別にみると、人口規模別では、「20 万人以上」(80.6%)が高くなっている。地域別では、「九州」(82.1%)が高くなっている。

表 5 属性別の事業系一般廃棄物の対象資源物

(%)

属性		件数 (N)	紙 ご み	生 ご み	廃 プ ラ ス チ ック	紙ごみ、生ごみ、廃プラ スチック以外の資源物	その他	無 回 答
全体		899	74.3	44.4	29.7	40.4	26.4	1.3
市 区 町 村 別	市・区	560	74.6	43.8	23.6	37.1	30.0	1.4
	町	298	73.5	45.3	40.6	45.6	19.8	1.0
	村	41	75.6	46.3	34.1	46.3	24.4	2.4
人 口 規 模 別	70 万人以上	21	95.2	76.2	23.8	38.1	38.1	0.0
	20 万人以上	93	80.6	49.5	22.6	32.3	40.9	1.1
	10 万人以上	111	70.3	43.2	19.8	32.4	33.3	0.9
	5 万人以上	186	70.4	40.9	19.9	34.4	29.6	0.0
	1 万人以上	344	75.3	44.8	36.3	45.6	19.2	2.0
	1 万人未満	144	72.9	41.0	39.6	47.2	22.9	2.1
地 域 別	北海道	90	68.9	48.9	45.6	51.1	26.7	2.2
	東北	93	67.7	33.3	19.4	34.4	22.6	0.0
	関東	232	76.7	45.7	27.2	38.4	28.0	0.4
	中部	142	74.6	48.6	29.6	40.1	23.9	1.4
	近畿	107	68.2	47.7	23.4	37.4	32.7	2.8
	中国	66	72.7	37.9	28.8	39.4	25.8	4.5
	四国	42	73.8	50.0	33.3	42.9	14.3	2.4
	九州	112	82.1	41.1	33.9	42.9	26.8	0.0
	沖縄	15	100.0	40.0	46.7	46.7	33.3	0.0

③「紙ごみ」を選択した理由

問 16 問 15 で「1 紙ごみ」を選択した自治体に伺います。その理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

「紙ごみ」を選択した 668 自治体のうち、その理由では、「紙ごみの混入が多い」が 54.6%で最も高く、次いで「紙ごみに資源化できる紙類が多い」(45.1%)、「廃棄物処理に係る費用を抑えたい」(36.8%)の順となった。

昼間就業者数の割合では、「紙ごみの混入が多い」が 60.8%で最も高く、「紙ごみに資源化できる紙類が多い」(54.4%)、「最終処分場の延命をしたい」(34.4%)の順となった。

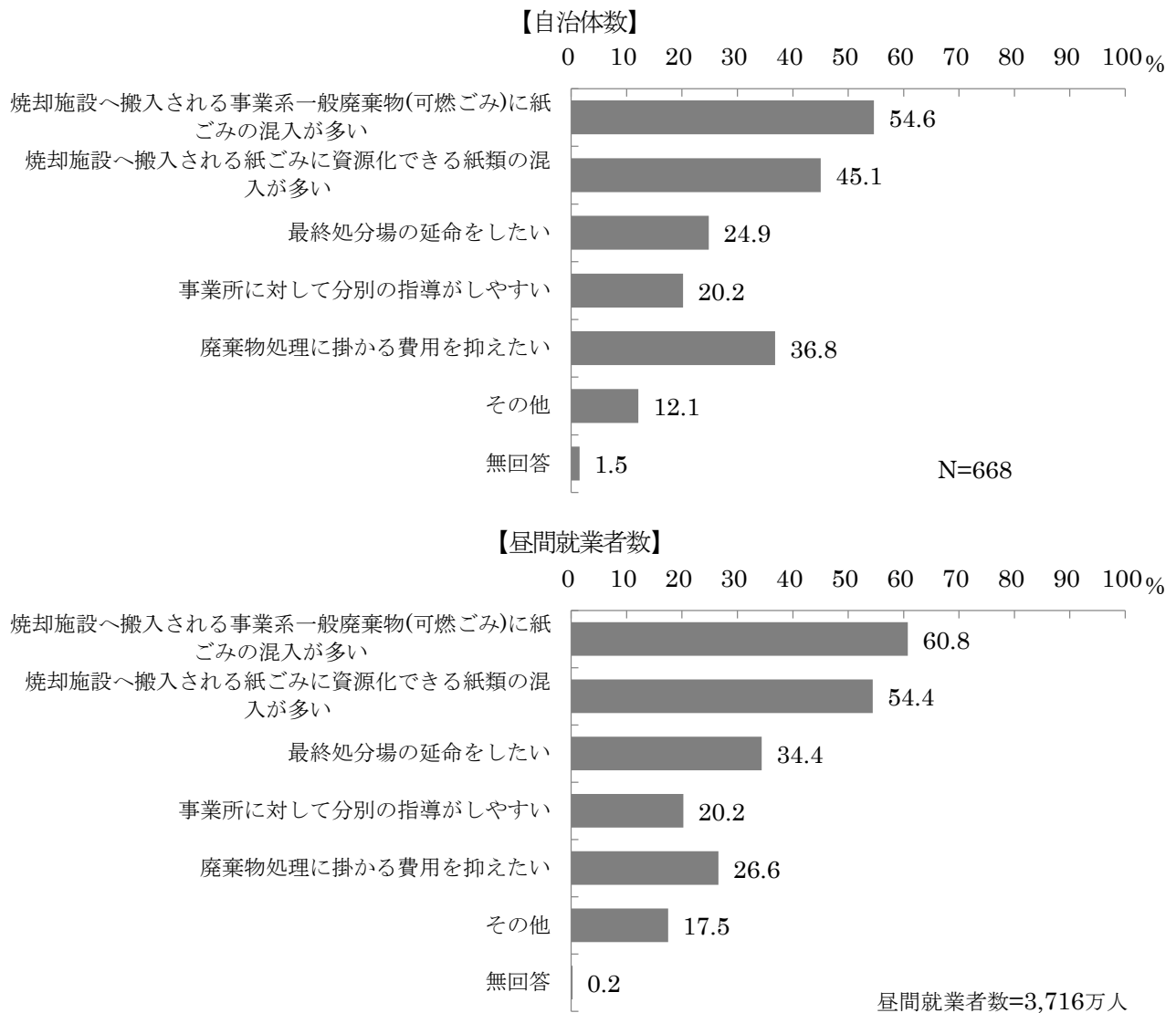


図 23 「紙ごみ」を選択した理由

【「その他」の主な記述内容】

- ゴミ減量とリサイクル推進のため：27 件
- 事業系についても家庭系に準じているため：12 件
- 資源ごみ全般が対象になっているため：4 件

【属性別の傾向】

属性別に「紙ごみ」を選択した理由をみると、人口規模別の「20 万人以上」で「紙ごみの混入が多い」(68.0%)、「紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い」(65.3%)、「最終処分場の延命をしたい」(42.7%)の割合が高かった。

表 6 属性別の「紙ごみ」を選択した理由

(%)

属性		件数 (N)	焼却施設へ搬入される事業系一般廃棄物(可燃ごみ)に紙ごみの混入が多い	焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い	最終処分場の延命をしたい	事業所に対して分別の指導がしやすい	廃棄物処理に掛かる費用を抑えたい	その他	無回答
全体		668	54.6	45.1	24.9	20.2	36.8	12.1	1.5
市 区 別	市・区	418	58.1	51.2	28.5	18.4	36.8	11.0	0.5
	町	219	47.9	34.2	18.3	22.8	38.8	14.2	3.2
	村	31	54.8	38.7	22.6	25.8	22.6	12.9	3.2
人口 規模 別	70 万人以上	20	65.0	55.0	30.0	15.0	15.0	20.0	0.0
	20 万人以上	75	68.0	65.3	42.7	21.3	30.7	16.0	0.0
	10 万人以上	78	60.3	42.3	33.3	21.8	41.0	11.5	0.0
	5 万人以上	131	58.0	51.9	22.9	17.6	38.2	8.4	0.0
	1 万人以上	259	50.2	42.1	19.3	18.5	39.4	11.6	2.7
	1 万人未満	105	45.7	29.5	21.0	26.7	34.3	14.3	2.9
地域 別	北海道	62	24.2	24.2	43.5	32.3	37.1	17.7	0.0
	東北	63	47.6	44.4	20.6	12.7	33.3	11.1	1.6
	関東	178	57.9	47.2	25.3	18.5	33.7	15.2	0.0
	中部	106	64.2	50.9	18.9	14.2	34.0	7.5	3.8
	近畿	73	63.0	50.7	32.9	23.3	42.5	6.8	1.4
	中国	48	64.6	50.0	16.7	12.5	35.4	10.4	0.0
	四国	31	54.8	29.0	6.5	19.4	35.5	12.9	0.0
	九州	92	51.1	46.7	25.0	29.3	44.6	14.1	3.3
	沖縄	15	53.3	46.7	26.7	20.0	40.0	6.7	6.7

④「紙ごみ」を選択しなかった理由

問 17 問 15 で「1 紙ごみ」を選択しなかった自治体に伺います。その理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

「紙ごみ」を選択しなかった 231 自治体のうち、その理由は「「紙ごみ」以外の資源物の減量が急務である」が 23.4%で最も高く、次いで「焼却施設へ搬入される紙ごみは他の資源物に比べて混入が少ない」(12.1%)の順となった。

「その他」の具体的な記述で多かったものは、「事業系一般廃棄物全体で減量に取り組んでおり、個別品目を定めていないため」、「排出者責任において、資源物は民間の回収システムに任せているため」という理由であった。

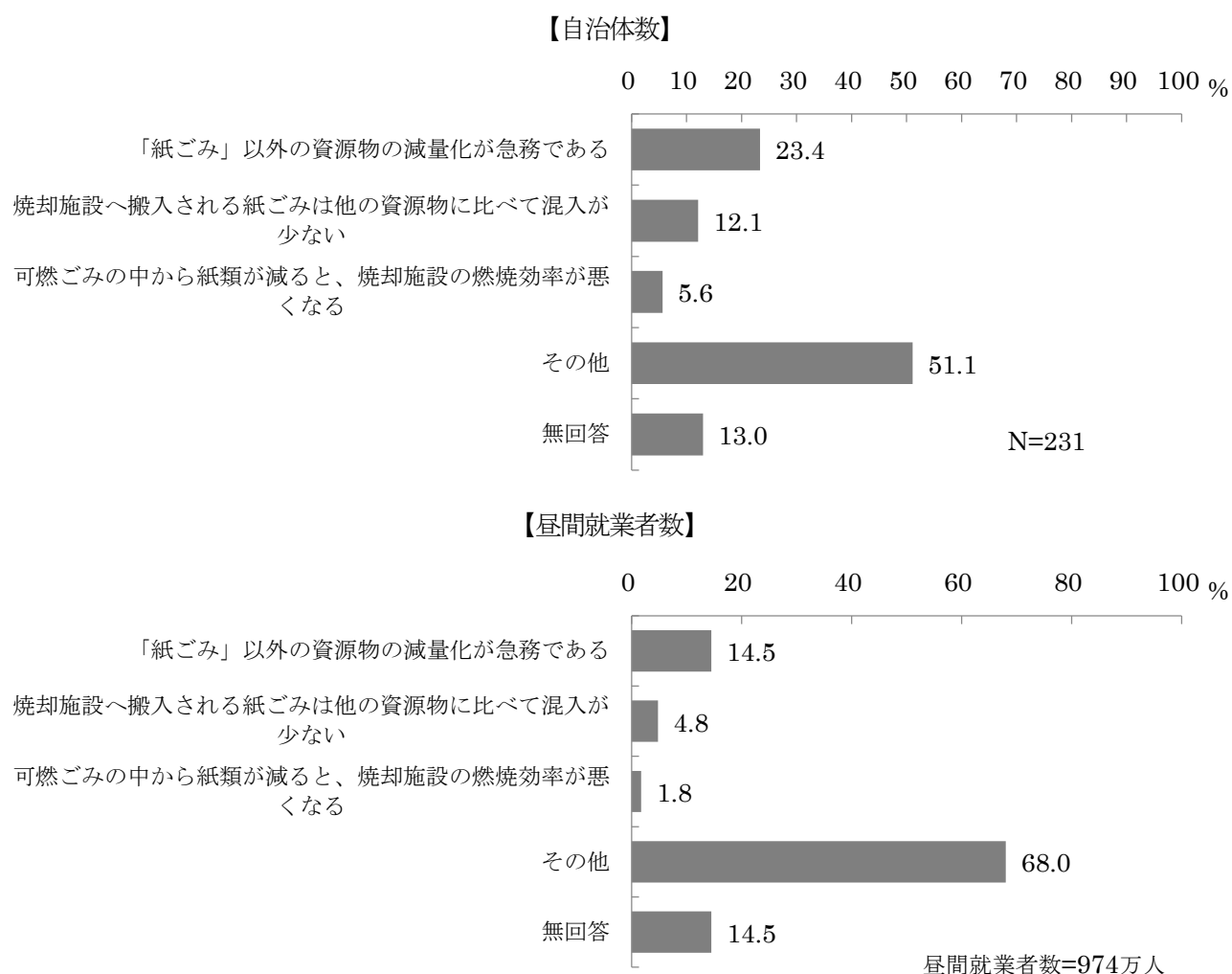


図 24 「紙ごみ」を選択しなかった理由

【「その他」の主な記述内容】

- 事業系一般廃棄物全体で減量に取り組んでおり、個別品目を定めていないため：27 件
- 排出者責任において、資源物は民間の回収システムに任せているため：26 件

⑤事業系一般廃棄物を対象にしていない理由

問 18 問 14 で「2 していない」を選択した自治体に伺います。その理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

一般廃棄物処理計画に事業系一般廃棄物を対象にしていない 389 自治体うち、その理由では、「事業系一般廃棄物は排出者責任において処理を任せている」が 86.1%で最も高く、次いで「事業系一般廃棄物の減量化のための人員や予算が確保できない」(12.9%)となった。

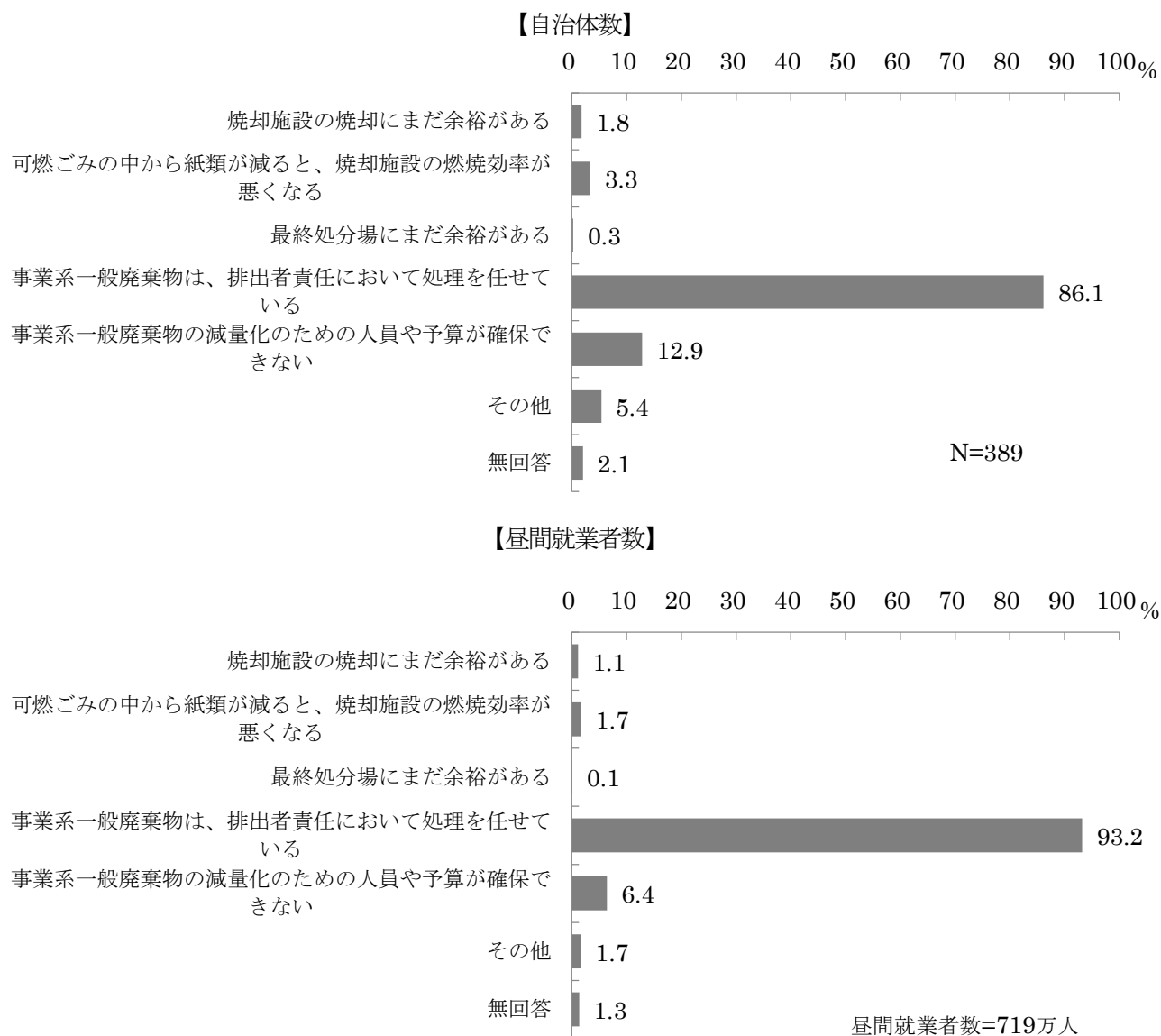


図 25 事業系一般廃棄物を対象にしていない理由

【「その他」の主な記述内容】

- 家庭系と事業系を特に分けていないため：5 件
- 一般廃棄物処理計画を策定中であるため：2 件

2) 事業系古紙の資源化への取り組み

①事業系古紙の回収促進のための取り組み

問 19 貴自治体の行政区域内で事業系古紙の回収促進のためにどのような取り組みを行っていますか。該当する番号をすべて選んでください。

事業系古紙の回収促進のための取り組みについて 53.3%の自治体が「特に何もしていない」と回答した。

事業系古紙の回収促進のための取り組みは、「啓発資料の作成」が 24.1%で最も高く、次いで「焼却施設への紙類の搬入規制、搬入検査」(16.0%)、「大規模事業所への再利用計画書の提出」(10.9%)の順となった。

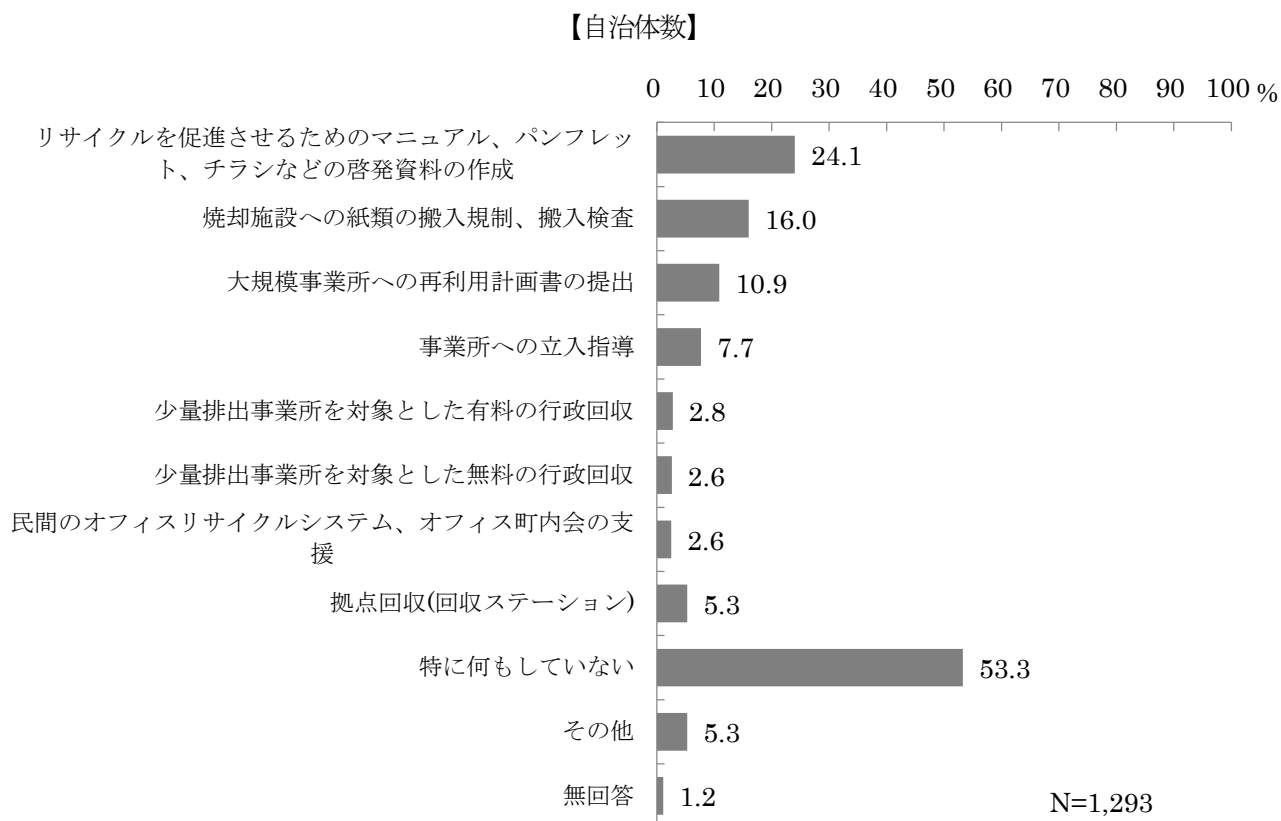


図 26-1 事業系古紙の回収促進のための取り組み ①

【「その他」の主な記述内容】

- 資源物の無料回収、搬入費用の無料：8 件
- 大規模事業所への事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画の提出：6 件
- 許可業者、古紙回収業者の紹介：5 件
- 許可業者への指導：5 件

昼間就業者数の割合でみると、事業系古紙の回収促進のための取組みについて特に何もしていない自治体は、53.3%から 19.2%まで下がった。

事業系古紙の回収促進のための取組みは、「啓発資料の作成」が 62.7%で最も高く、次いで「大規模事業所への再利用計画書の提出」(43.6%)、「事業所への立入指導」(40.1%)、「焼却施設への紙類の搬入規制、搬入検査」(36.9%)の順となった。

昼間就業者数の割合でそれぞれの割合が高くなっていることより、就業者が多い自治体ほど、事業系古紙の回収促進のための取組みを行っていることがわかる。

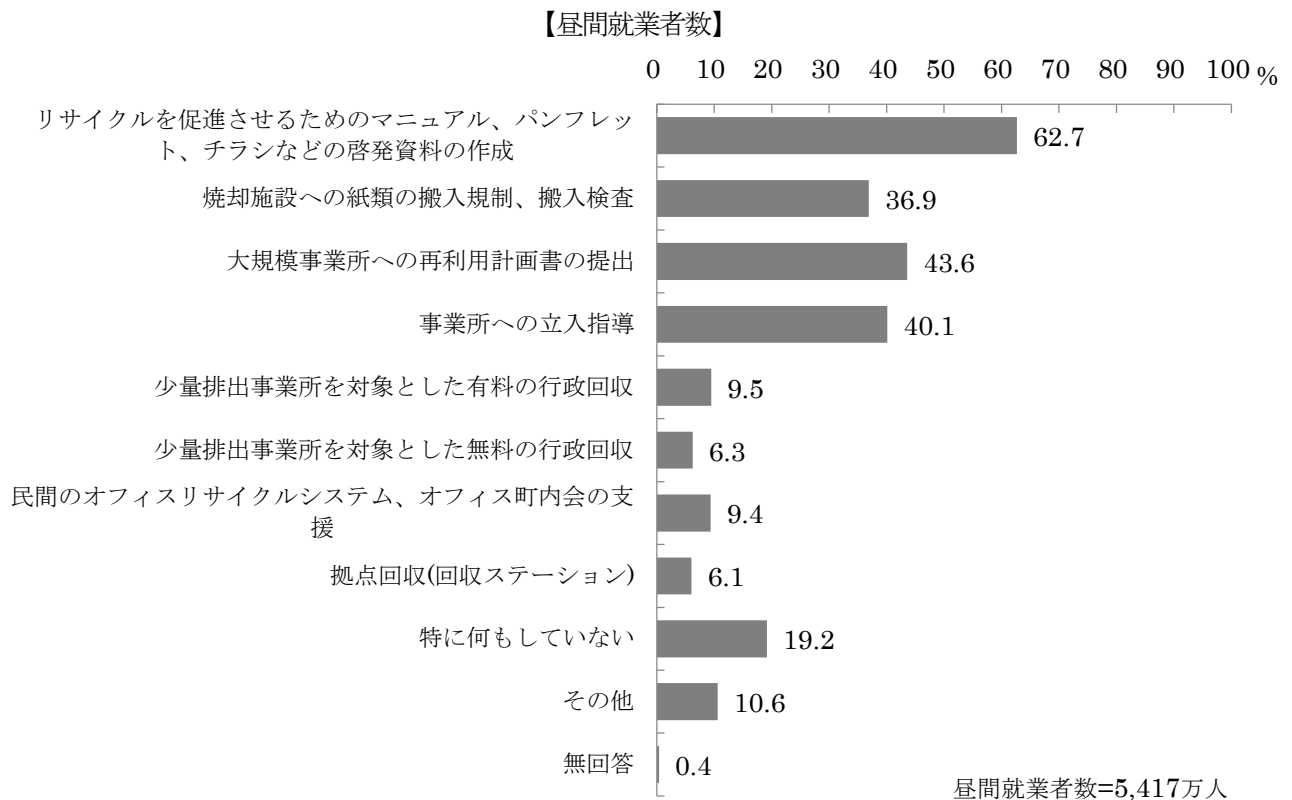


図 26-2 事業系古紙の回収促進のための取組み ②

【属性別の傾向】

属性別に事業系古紙の回収促進のための取組みをみると、「特に何もしていない」では人口規模が小さくなるほど割合が高くなる傾向がある。

市区町村別では「市・区」が「啓発資料の作成」(34.5%)、「焼却施設への紙類の搬入規制、搬入検査」(21.7%)、「大規模事業所への再利用計画書の提出」(18.8%)、「事業所への立入指導」(12.2%)で高い割合であった。

人口規模別では、「啓発資料の作成」、「焼却施設への紙類の搬入規制、搬入検査」、「大規模事業所への再利用計画書の提出」、「事業所への立入指導」、「少量排出事業所を対象とした有料の行政回収」で人口規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向がある。

地域別では「関東地区」が「啓発資料の作成」(32.8%)、「焼却施設への紙類の搬入規制、搬入検査」(25.2%)、「大規模事業所への再利用計画書の提出」(23.1%)、「事業所への立入指導」(15.5%)、「少量排出事業所を対象とした有料の行政回収」(8.6%)で高い割合であった。

人口が多い自治体ほど、事業系古紙の回収促進のための取組みを行っていることがわかる。

表 7 属性別の事業系古紙の回収促進のための取組み

(%)

属性		件数 (N)	啓 発 資 料 の 作 成 パ ン フ レ ット、チ ラ シ な ど の 啓 発 資 料 の 作 成	焼 却 施 設 へ の 紙 類 の 搬 入 規 制、 搬 入 検 査	大 規 模 事 業 所 へ の 再 利 用 計 画 書 の 提 出	事 業 所 へ の 立 入 指 導	収 少 量 排 出 事 業 所 を 対 象 と し た 有 料 の 行 政 回 収	収 少 量 排 出 事 業 所 を 対 象 と し た 無 料 の 行 政 回 収	民 間 の オ フ イ ス リ サ イ ク ル シ ス テ ム、 オ フ イ ス 町 内 会 の 支 援	拠 点 回 収 (回 収 ス テ ー シ ョ ン)	特 に 何 も し て い な い	そ の 他	無 回 答
全体		1,293	24.1	16.0	10.9	7.7	2.8	2.6	2.6	5.3	53.3	5.3	1.2
市区町村別	市・区	722	34.5	21.7	18.8	12.2	3.7	2.9	3.3	5.5	40.2	6.9	0.8
	町	471	10.6	8.7	1.1	2.3	1.3	1.7	1.5	4.5	70.1	3.8	1.9
	村	100	12.0	9.0	0.0	1.0	3.0	5.0	2.0	8.0	69.0	1.0	0.0
人口規模別	70 万人以上	22	90.9	54.5	68.2	68.2	9.1	4.5	18.2	9.1	0.0	13.6	0.0
	20 万人以上	105	73.3	38.1	49.5	37.1	12.4	4.8	5.7	6.7	5.7	2.9	0.0
	10 万人以上	140	41.4	28.6	23.6	11.4	5.0	3.6	4.3	2.9	26.4	7.9	0.7
	5 万人以上	238	24.8	15.5	13.4	5.5	1.7	3.8	2.5	5.9	48.7	7.1	0.8
	1 万人以上	522	12.8	12.5	1.7	2.7	1.0	1.3	1.3	4.0	64.6	5.4	1.9
	1 万人未満	266	11.3	4.9	0.0	1.1	1.9	2.6	1.5	7.9	72.6	2.6	0.8
地域別	北海道	121	24.0	2.5	1.7	2.5	1.7	4.1	2.5	9.1	62.0	5.8	0.8
	東北	154	16.2	7.8	3.2	4.5	0.6	1.3	7.8	6.5	64.3	2.6	1.3
	関東	290	32.8	25.2	23.1	15.5	8.6	5.5	3.1	2.8	39.0	3.1	1.4
	中部	235	20.9	19.6	10.6	5.1	0.9	1.3	1.3	8.1	54.5	3.4	1.3
	近畿	150	25.3	16.0	16.0	8.0	0.7	4.7	1.3	4.0	52.0	7.3	1.3
	中国	85	25.9	18.8	8.2	8.2	4.7	1.2	2.4	7.1	44.7	8.2	0.0
	四国	63	15.9	11.1	1.6	4.8	0.0	0.0	1.6	1.6	68.3	6.3	0.0
	九州	171	20.5	13.5	5.3	5.8	0.6	0.0	0.6	4.7	57.9	11.1	1.8
	沖縄	24	33.3	12.5	4.2	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0

3) 啓発資料の内容と配付方法

①啓発資料の範囲

問 20 問 19 で「1 啓発資料の作成」を選択した自治体に伺います。啓発資料は、どの範囲を対象とした内容ですか。該当する番号を一つ選んでください。

リサイクルを促進させるための啓発資料を作成している 311 自治体のうち、その啓発資料の範囲は「事業系一般廃棄物全般を対象としている」が 76.8%で最も高く、次いで「事業系古紙のみを対象としている」(7.1%)、「事業系の資源化物を対象としている」(6.8%)の順となった。

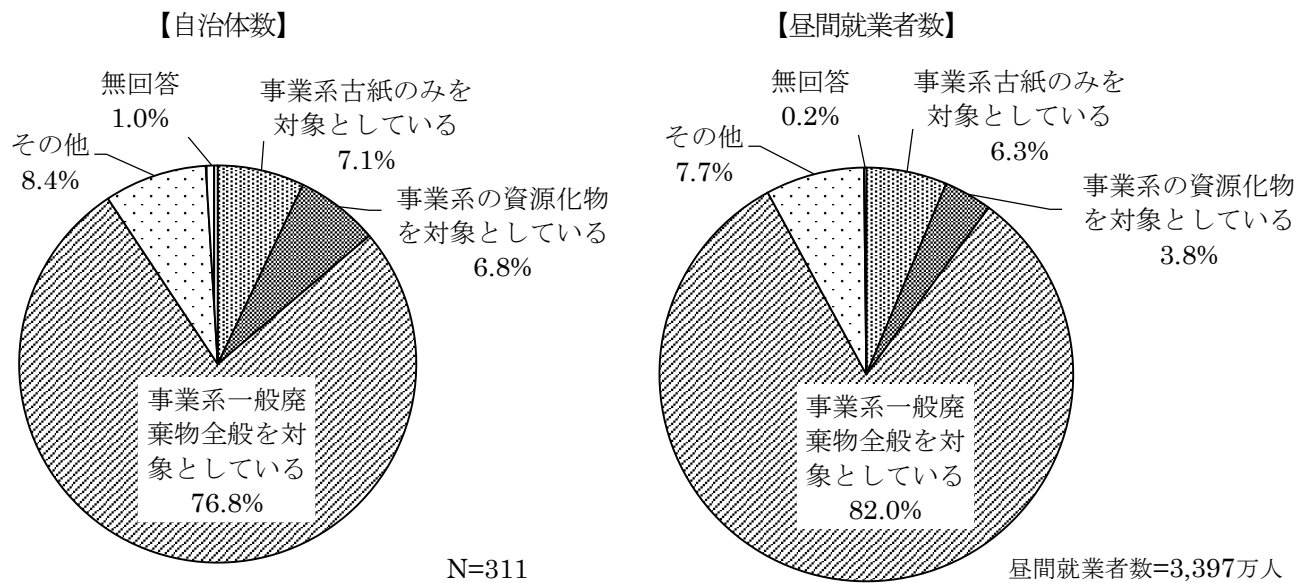


図 27 啓発資料の範囲

【「その他」の主な記述内容】

- 家庭系、事業系を合わせた一般廃棄物全般：13 件
- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた事業系廃棄物全般：6 件

②啓発資料の情報

問 21 啓発資料には事業系古紙について、どのような情報が含まれていますか。該当する番号をすべて選んでください。

リサイクルを促進させるための啓発資料を作成している 311 自治体のうち、その啓発資料の内容は「古紙の分別区分」が 80.4%で最も高く、次いで「業者情報」(42.1%)、「禁忌品(異物)の種類」(37.9%)、「排出ルート」(33.1%)「機密書類」(27.3%)の順となった。

昼間就業者数の割合では、「古紙の分別区分」(85.5%)が最も高く、次いで「業者情報」(61.2%)、「禁忌品(異物)の種類」(55.6%)、「機密書類」(52.2%)、「排出ルート」(44.4%)の順となった。

昼間就業者数の割合でそれぞれの割合が高くなっていることより、就業者が多い自治体ほど、多くの情報を提供していることがわかる。

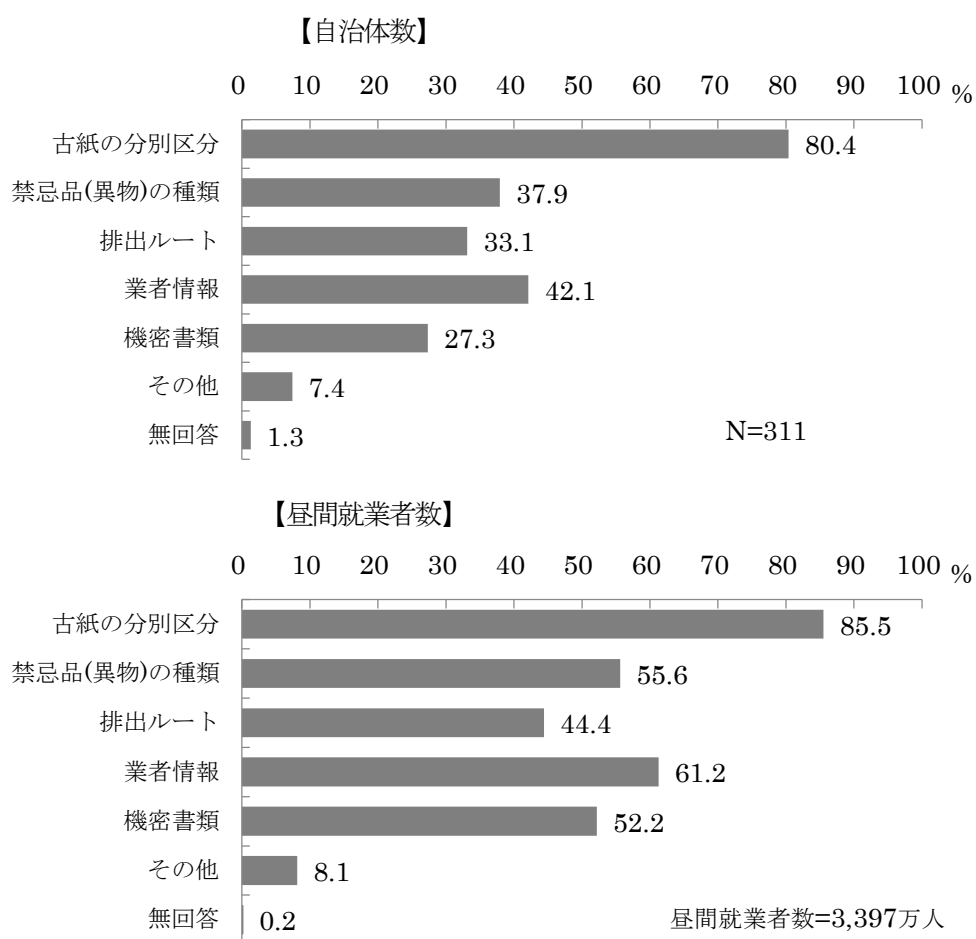


図 28 啓発資料の内容

【「その他」の主な記述内容】

- 事業系古紙リサイクルシステムの情報：3 件
- リサイクル推進事例の情報：3 件
- 資源物の排出に関する情報：3 件
- 資源化に関する情報：3 件

③啓発資料の配付方法

問 22 事業所に対して啓発資料をどのように配付していますか。該当する番号をすべて選んでください。

リサイクルを促進させるための啓発資料を作成している 311 自治体のうち、その啓発資料の配付方法は、「ホームページに掲載している」が 65.6%で最も高く、次いで「自治体の公共施設に置いている」(34.7%)、「収集運搬業者を通して配付している」(22.2%)の順となった。

昼間就業者数の割合では、「ホームページに掲載している」が 79.1%で最も高く、次いで「自治体の公共施設に置いている」(46.8%)、「廃棄物管理責任者等への講習会で配付している」(43.3%)の順となった。

昼間就業者数の割合でそれぞれの割合が高くなっていることより、就業者が多い自治体ほど、さまざまなルートを活用していることがわかる。

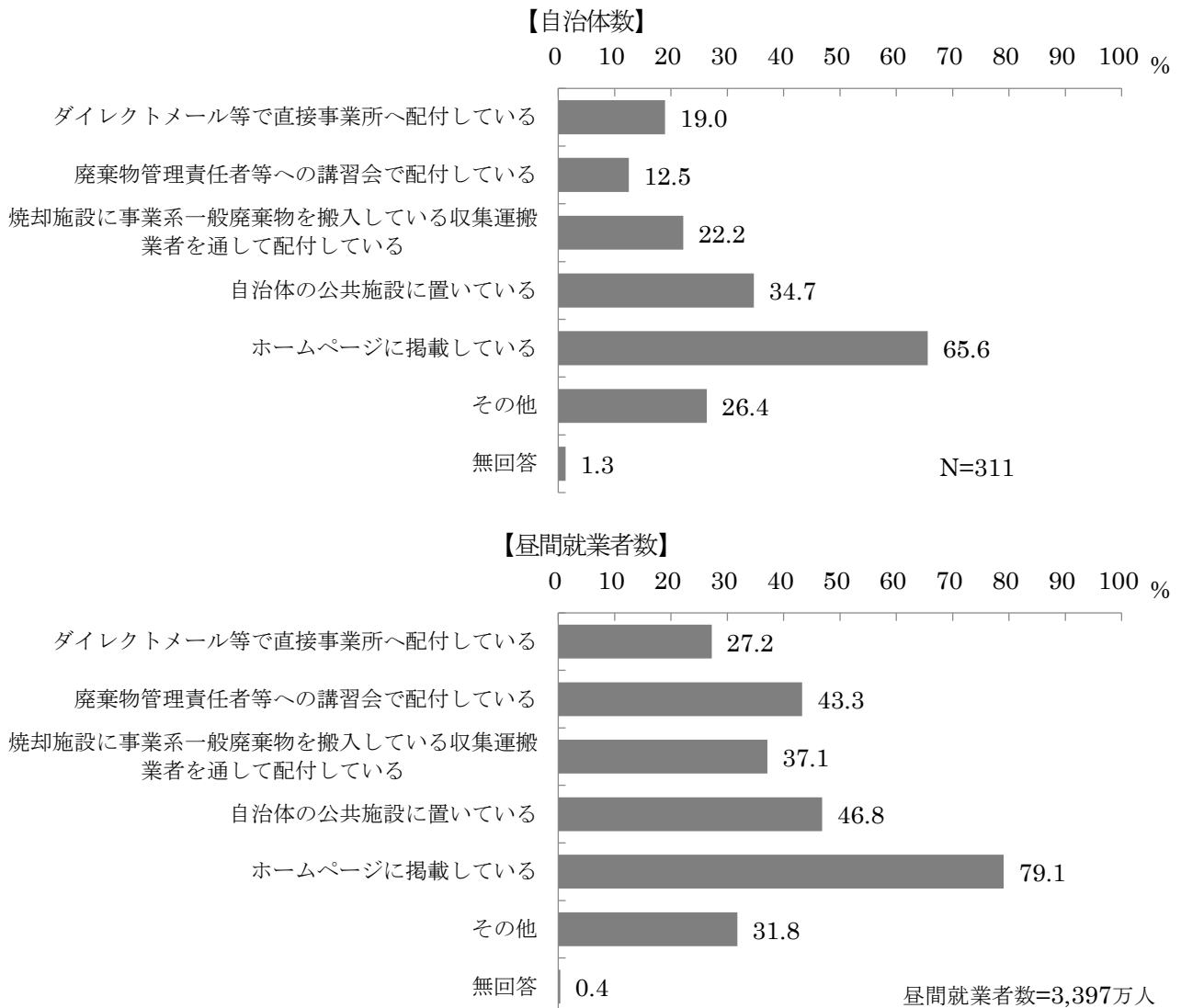


図 29 啓発資料の配付方法

【「その他」の主な記述内容】

- 訪問時、立入調査時に配付：30 件
- 商工会議所、業界団体を通して配付：13 件
- 焼却施設で事業者の直接搬入時に配付：10 件
- 再利用計画書等の書類に同封：5 件

4) 事業系古紙の区分

①事業系古紙の推奨区分の有無

問 23 事業系古紙の分別について、推奨している区分を設けていますか。該当する番号を選んでください。

事業系古紙の分別について推奨している区分を設けている自治体は 23.0%であった。また、昼間就業者数の割合では、46.3%であった。

昼間就業者数の割合で割合が高くなっていることより、就業者が多い自治体ほど、推奨している区分を設けていることがわかる。

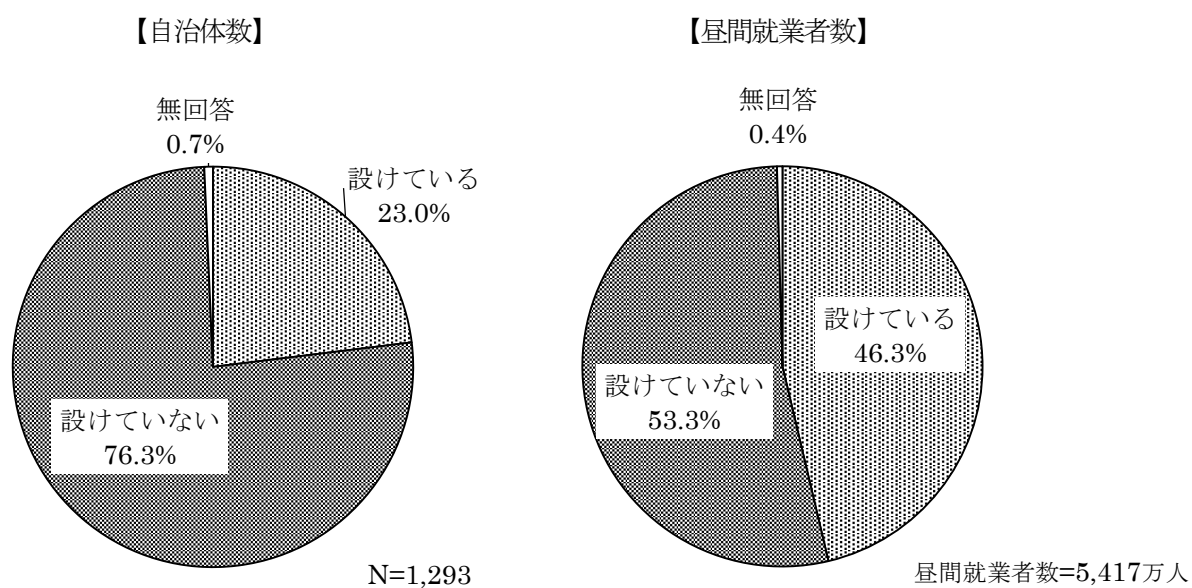


図 30 事業系古紙の推奨区分の有無

【属性別の傾向】

事業系古紙の分別について推奨している区分を「設けている」を属性別にみると、人口規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向がある。また、市区町村別では「市・区」(26.7%)が最も高く、地域別では「北海道」(32.2%)、「関東」(29.0%)が高い割合であった。

事業系古紙の推奨している区分を設定している自治体は、人口規模の大きい自治体ほど設定していることがわかる。

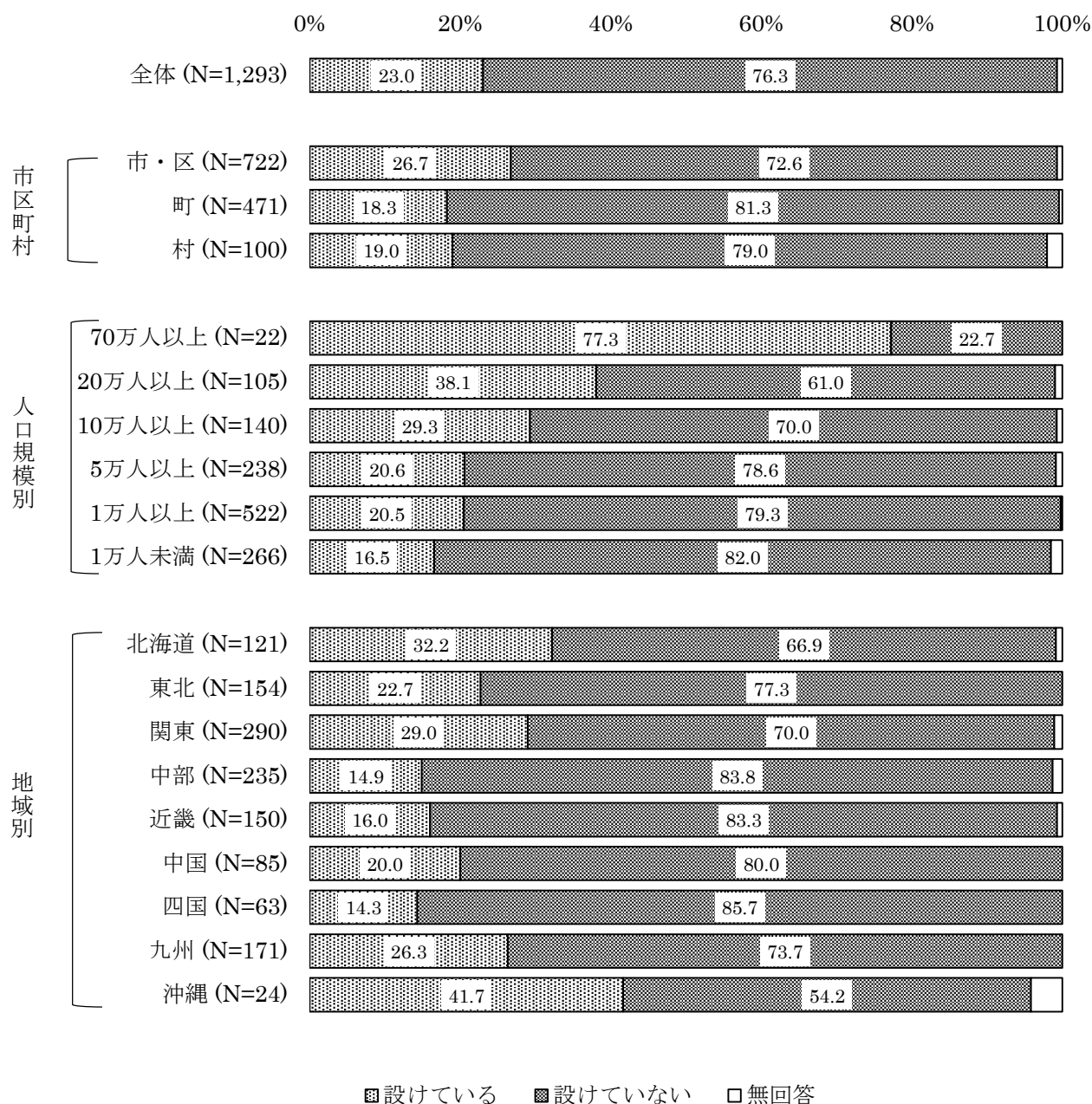


図 31 属性別の事業系古紙の推奨区分の有無

②事業系古紙の推奨区分の内容

問 24 問 23 で「1 設けている」を選択した自治体に伺います。推奨している区分にどの区分が含まれますか。
該当する番号をすべて選んでください。

事業系古紙の推奨している区分を設定している 298 自治体では、「段ボール」(95.0%)、「新聞」(91.9%)、「雑誌」(88.3%)の区分がほぼ設けられている。これら以外では「紙パック」(59.1%)、「オフィスペーパー(雑がみ、ミックスペーパー)」(43.6%)、「OA 用紙・コピー用紙」(37.2%)の順に区分を設けている割合が高かった。

昼間就業者数の割合では、段ボール、新聞、雑誌以外は「オフィスペーパー(雑がみ、ミックスペーパー)」(71.0%)、「OA 用紙・コピー用紙」(70.7%)、「シュレッターした紙」(48.0%)、「機密文書」(47.4%)の順に割合が高くなっている。

昼間就業者数の割合で「OA 用紙・コピー用紙」「オフィスペーパー(雑がみ、ミックスペーパー)」の割合が高くなっていることより、就業者が多い自治体ほど、これらの区分を分けることを推奨していることがわかる。

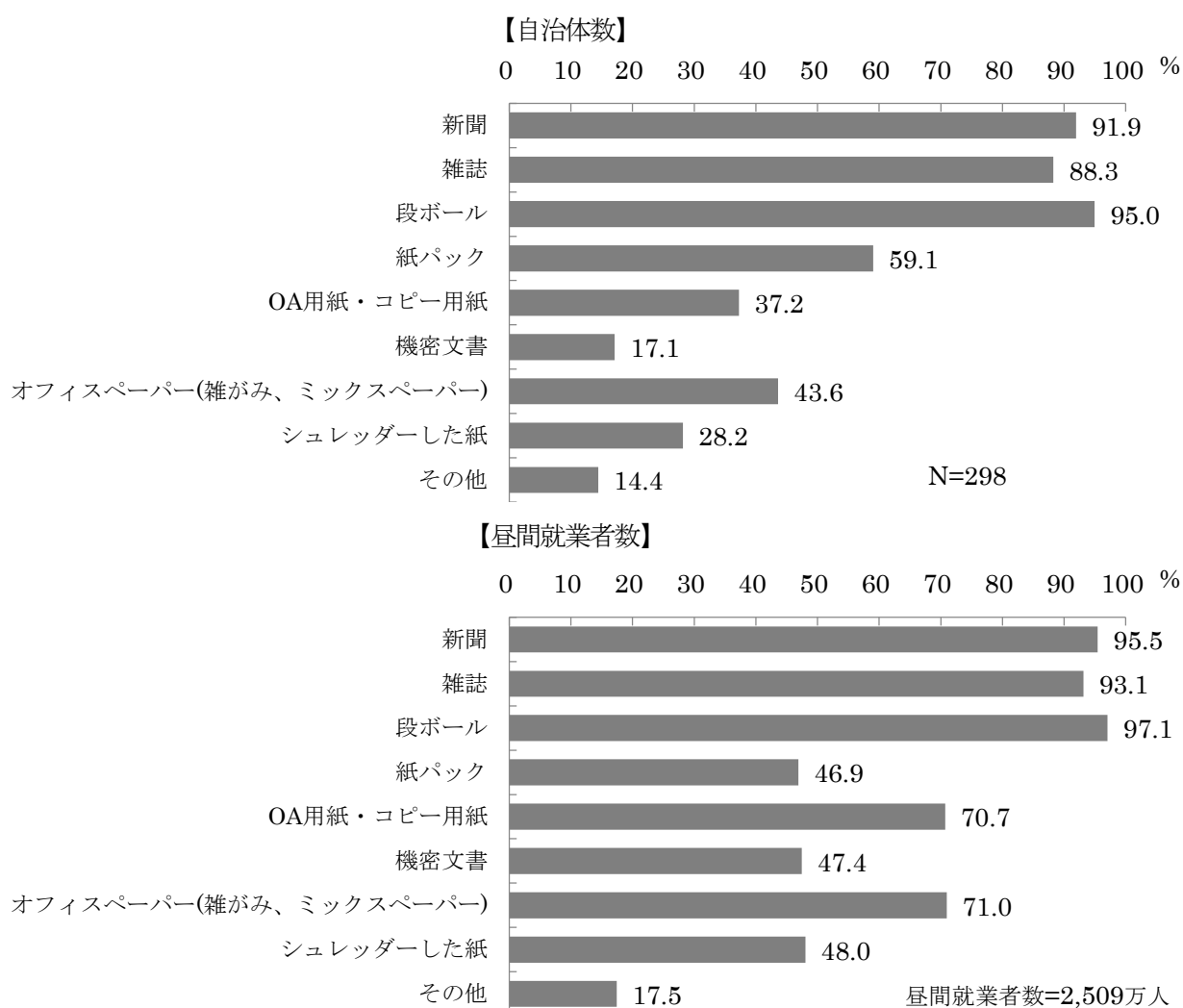


図 32 事業系古紙の推奨区分の内容

【「その他」の主な記述内容】

- 雑がみ、その他の紙、雑古紙：10 件
- 紙製容器包装：7 件

【属性別の傾向】

事業系古紙の推奨している区分を属性別にみると、「OA 用紙・コピー用紙」、「機密文書」、「オフィスペーパー(雑がみ、ミックスペーパー)」、「シュレツダーした紙」それぞれで、市区町村別では「市・区」が最も高く、人口規模別では人口規模が大きくなるほど割合も高くなる傾向にある。

結果として人口規模の大きい自治体ほど、事業系古紙の推奨している区分を細分化していることがわかる。

表 8 属性別の事業系古紙の推奨区分の内容

(%)

属性		件数 (N)	新聞	雑誌	段ボール	紙バック	OA 用紙・コピー用紙	機密文書	（雑がみ、ミックスペーパー） オフィスペーパー	シュレツダーした紙	その他
全体		298	91.9	88.3	95.0	59.1	37.2	17.1	43.6	28.2	14.4
市区町村別	市・区	193	93.8	88.6	96.4	58.0	46.1	22.3	50.3	33.7	14.0
	町	86	89.5	89.5	93.0	61.6	23.3	8.1	32.6	18.6	17.4
	村	19	84.2	78.9	89.5	57.9	10.5	5.3	26.3	15.8	5.3
人口規模別	70 万人以上	17	100.0	100.0	100.0	35.3	76.5	58.8	76.5	52.9	23.5
	20 万人以上	40	92.5	87.5	95.0	52.5	57.5	37.5	57.5	45.0	22.5
	10 万人以上	41	92.7	90.2	97.6	61.0	46.3	22.0	53.7	39.0	9.8
	5 万人以上	49	91.8	87.8	93.9	55.1	49.0	14.3	53.1	24.5	8.2
	1 万人以上	107	92.5	88.8	96.3	66.4	24.3	7.5	33.6	20.6	14.0
	1 万人未満	44	86.4	81.8	88.6	59.1	13.6	4.5	22.7	15.9	15.9
地域別	北海道	39	84.6	82.1	87.2	79.5	20.5	10.3	30.8	30.8	15.4
	東北	35	91.4	88.6	97.1	60.0	31.4	17.1	31.4	22.9	17.1
	関東	84	90.5	86.9	92.9	58.3	33.3	15.5	48.8	33.3	19.0
	中部	35	91.4	82.9	94.3	60.0	40.0	25.7	57.1	34.3	5.7
	近畿	24	100.0	100.0	100.0	50.0	62.5	45.8	50.0	37.5	16.7
	中国	17	100.0	94.1	100.0	76.5	35.3	11.8	41.2	23.5	11.8
	四国	9	77.8	77.8	88.9	55.6	11.1	0.0	22.2	11.1	11.1
	九州	45	97.8	93.3	100.0	44.4	48.9	11.1	46.7	22.2	13.3
	沖縄	10	90.0	90.0	100.0	40.0	60.0	10.0	40.0	0.0	0.0

5) 事業系古紙の資源化で抱える課題

①資源化で抱える課題

問 25 事業系古紙の回収について、どのような課題を抱えていますか。該当する番号をすべて選んでください。

事業系古紙の資源化で抱える課題は、「行政区域内の事業系古紙の回収の全容が把握しにくい」が 40.4%で最も高く、次いで「焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない」(32.1%)、「事業所の理解と協力を得るのが難しい」(22.5%)の順となった。

また、とくに課題はない自治体は、28.1%であった。

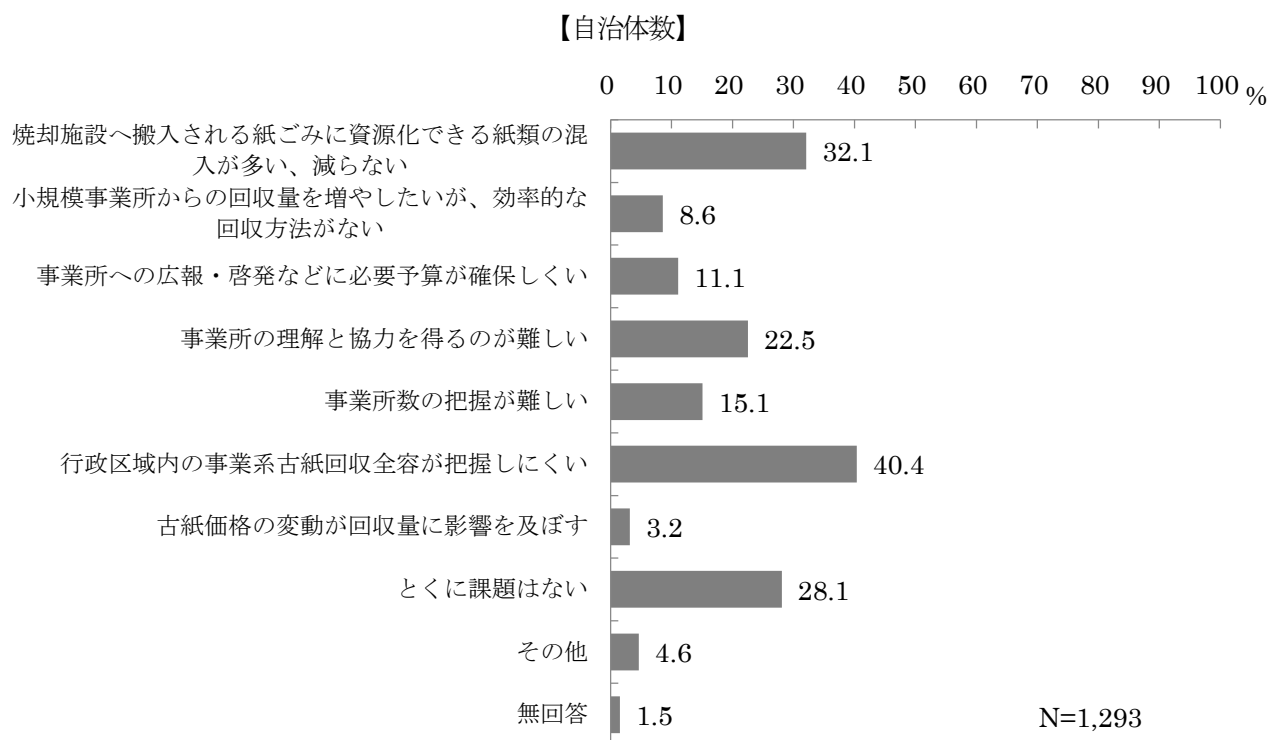


図 33-1 資源化で抱える課題 ①

【「その他」の主な記述内容】

- 焼却施設を保有していない : 31 件
- 資源物を分別するよう指導している : 21 件
- 焼却施設などで分別して受け入れている : 11 件
- 広域一部事務組合が行っている : 10 件

昼間就業者数の割合では、「焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない」が52.7%で最も高く、次いで「行政区域内の事業系古紙の回収の全容が把握しにくい」(48.0%)、「事業所の理解と協力を得るのが難しい」(37.9%)の順となった。

また、とくに課題はない自治体は、13.6%であった。

昼間就業者数の割合でそれぞれの割合が高くなっていることより、就業者が多い自治体ほど、事業系古紙の資源化に課題を抱えていることがわかる。

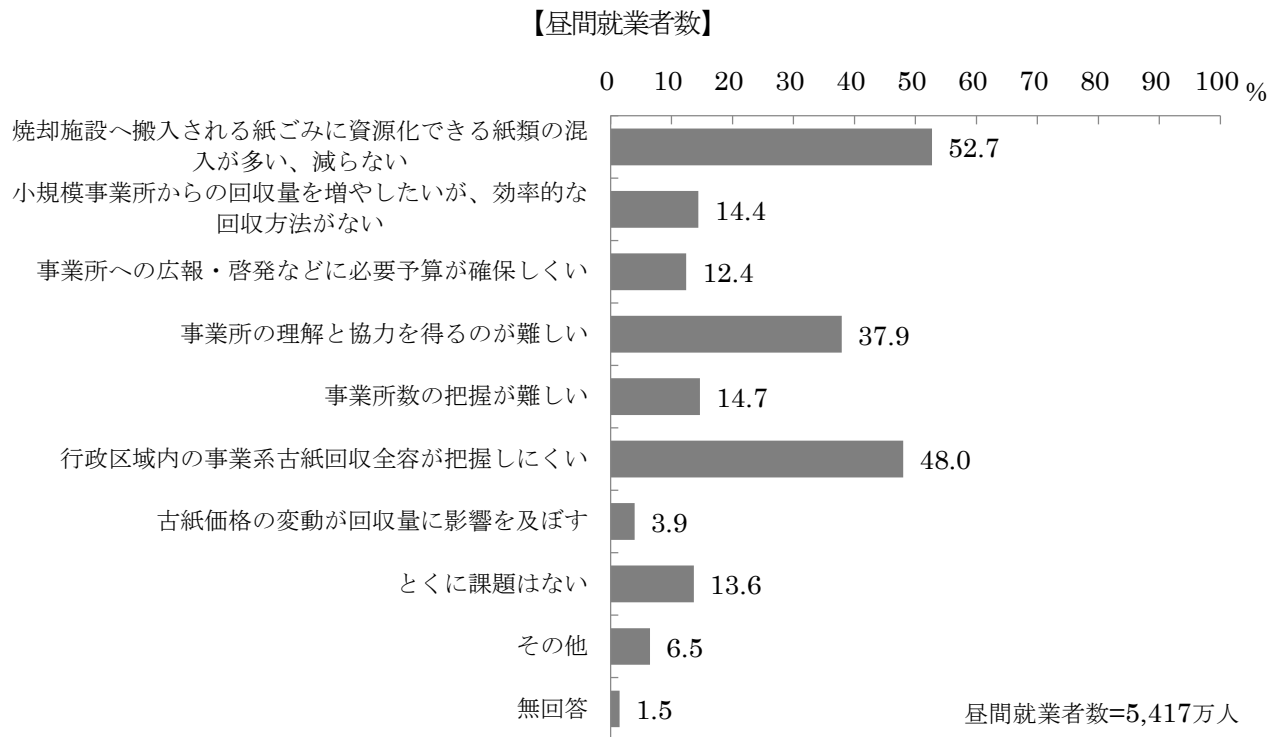


図 33-2 資源化で抱える課題 ②

属性別に事業系古紙の資源化で抱える課題をみると、「焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない」、「小規模事業所からの回収量を増やしたいが、効率的な回収方法がない」、「事業所の理解と協力を得るのが難しい」、「行政区域内の事業系古紙回収全容が把握しにくい」で、人口規模が大きくなるほど割合が高くなる傾向にある。

また、「とくに課題はない」では、人口規模が小さくなるほど割合が高くなる傾向にある。

これらのことより、人口規模の大きい自治体ほど、事業系古紙の資源化に多くの課題を抱えていることがわかる。

表 9 属性別の機密書類の処理方法、処理業者のホームページなどへの掲載 (%)

属性		件数 (N)	焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない	小規模事業所からの回収量を増やしたいが、効率的な回収方法がない	事業所への広報・啓発などに必要予算が確保しにくい	事業所の理解と協力を得るのが難しい	事業所数の把握が難しい	行政区域内の事業系古紙回収全容が把握しにくい	古紙価格の変動が回収量に影響を及ぼす	とくに課題はない	その他	無回答
全体		1,293	32.1	8.6	11.1	22.5	15.1	40.4	3.2	28.1	4.6	1.5
市 区 町 村 別	市・区	722	38.4	9.7	11.9	26.0	17.3	43.1	3.6	21.9	5.7	2.1
	町	471	24.0	8.1	10.6	19.5	13.2	38.6	2.8	33.8	3.0	0.8
	村	100	25.0	3.0	7.0	11.0	8.0	29.0	2.0	46.0	5.0	1.0
人口 規模 別	70 万人以上	22	68.2	18.2	22.7	54.5	9.1	59.1	4.5	9.1	0.0	0.0
	20 万人以上	105	57.1	19.0	9.5	37.1	16.2	45.7	6.7	8.6	10.5	3.8
	10 万人以上	140	45.7	9.3	15.0	35.7	23.6	38.6	4.3	17.1	4.3	0.7
	5 万人以上	238	35.7	8.4	13.9	20.2	18.9	45.8	2.9	23.1	5.0	2.5
	1 万人以上	522	27.4	7.5	10.2	20.7	14.0	41.6	3.3	29.3	4.2	1.0
	1 万人未満	266	18.0	5.6	7.9	12.8	9.4	30.5	1.1	45.1	3.4	1.5
地域 別	北海道	121	9.1	6.6	11.6	16.5	10.7	25.6	2.5	52.9	5.0	1.7
	東北	154	27.3	11.7	11.0	13.6	12.3	35.1	2.6	31.2	4.5	1.9
	関東	290	46.9	10.3	12.4	32.1	17.9	42.4	2.8	22.4	5.9	1.4
	中部	235	28.5	3.8	11.9	20.4	15.3	47.7	3.0	27.7	2.6	0.9
	近畿	150	35.3	10.0	12.7	27.3	12.7	45.3	6.7	23.3	4.0	2.0
	中国	85	43.5	10.6	10.6	22.4	16.5	49.4	2.4	17.6	3.5	1.2
	四国	63	22.2	12.7	11.1	15.9	12.7	36.5	7.9	27.0	3.2	0.0
	九州	171	26.3	7.6	7.0	19.3	16.4	35.7	1.2	28.1	7.0	2.3
	沖縄	24	41.7	4.2	4.2	25.0	25.0	33.3	0.0	25.0	4.2	4.2

(3) 事業系古紙に関する設問間の傾向

1) 事業系一般廃棄物の対象資源物と事業系古紙の資源化への取組み

一般廃棄物処理計画の中の事業系一般廃棄物の対象資源物で「紙ごみ」を選択した自治体において、事業系古紙の資源化への取組みは、全体に対してそれぞれ割合が高くなる傾向にある。

事業系一般廃棄物の対象資源物として「紙ごみ」を対象とすることで、事業系古紙の資源化に対する取組みが実施しやすくなっていると思われる。

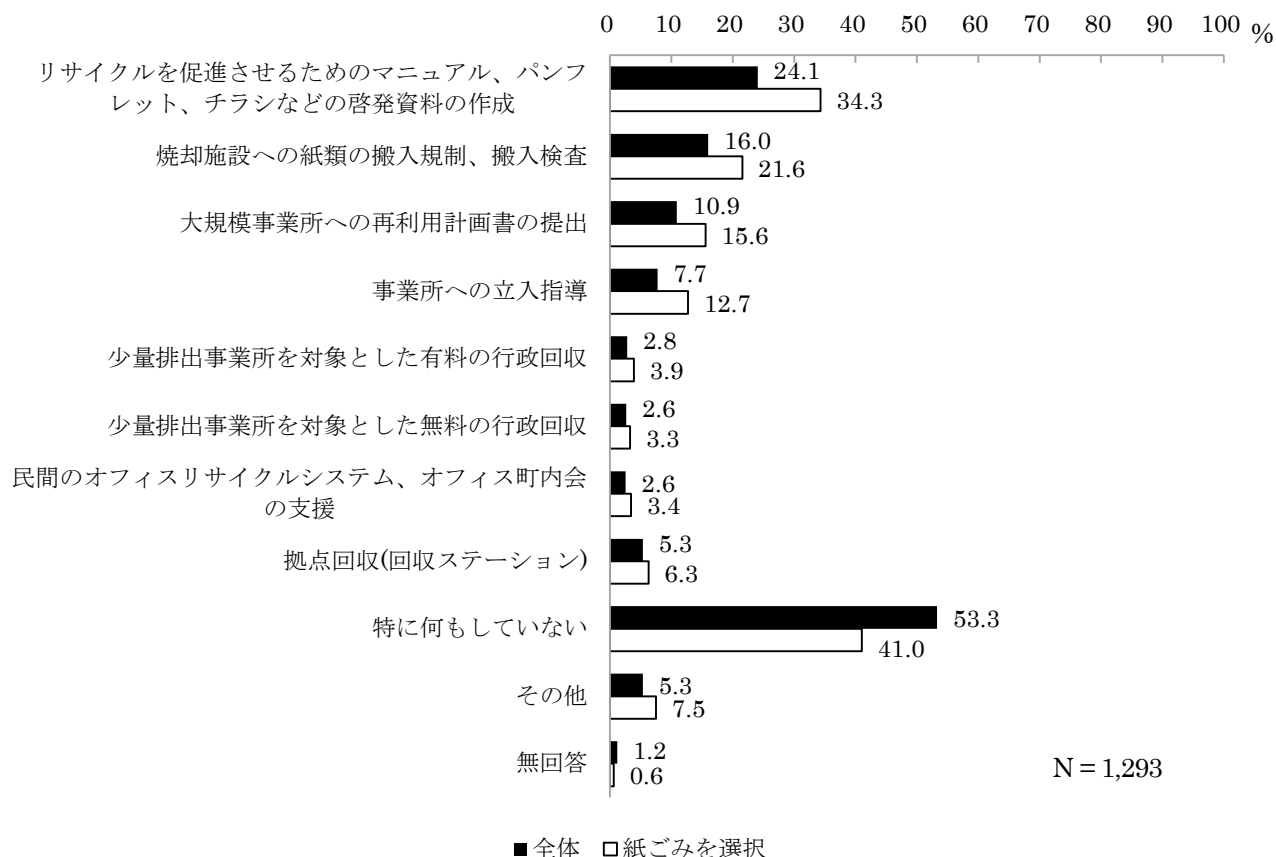


図 34 事業系古紙の資源化への取組みの全体と紙ごみの比較

2) 事業系一般廃棄物の対象資源物と事業系古紙の推奨区分の有無

一般廃棄物処理計画の中の事業系一般廃棄物の対象資源物で「紙ごみ」を選択した自治体において、事業系古紙の推奨区分を設けている自治体の割合が高くなった。

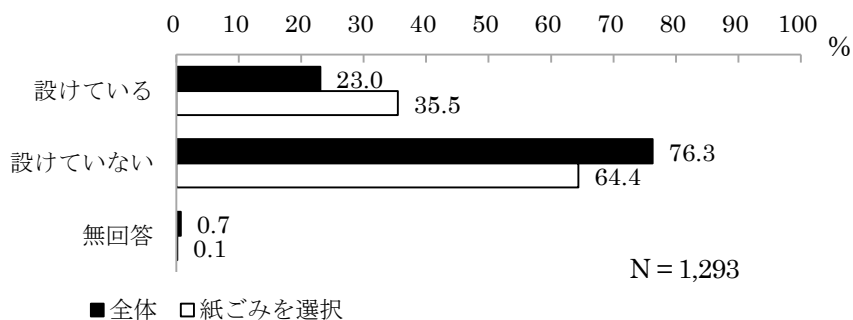


図 35 事業系古紙の推奨区分の有無の全体と紙ごみの比較

3) 事業系一般廃棄物の対象資源物と資源化で抱える課題

一般廃棄物処理計画の中の事業系一般廃棄物の対象資源物で「紙ごみ」を選択した自治体において、資源化で抱える課題は、全体に対してそれぞれ割合が高くなる傾向にある。

また、「紙ごみ」を選択した自治体において資源化で抱える課題は、「焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない」が43.9%で最も高く、次いで「行政区域内の事業系古紙の回収の全容が把握しにくい」(43.3%)、「事業所の理解と協力を得るのが難しい」(25.7%)の順となった。

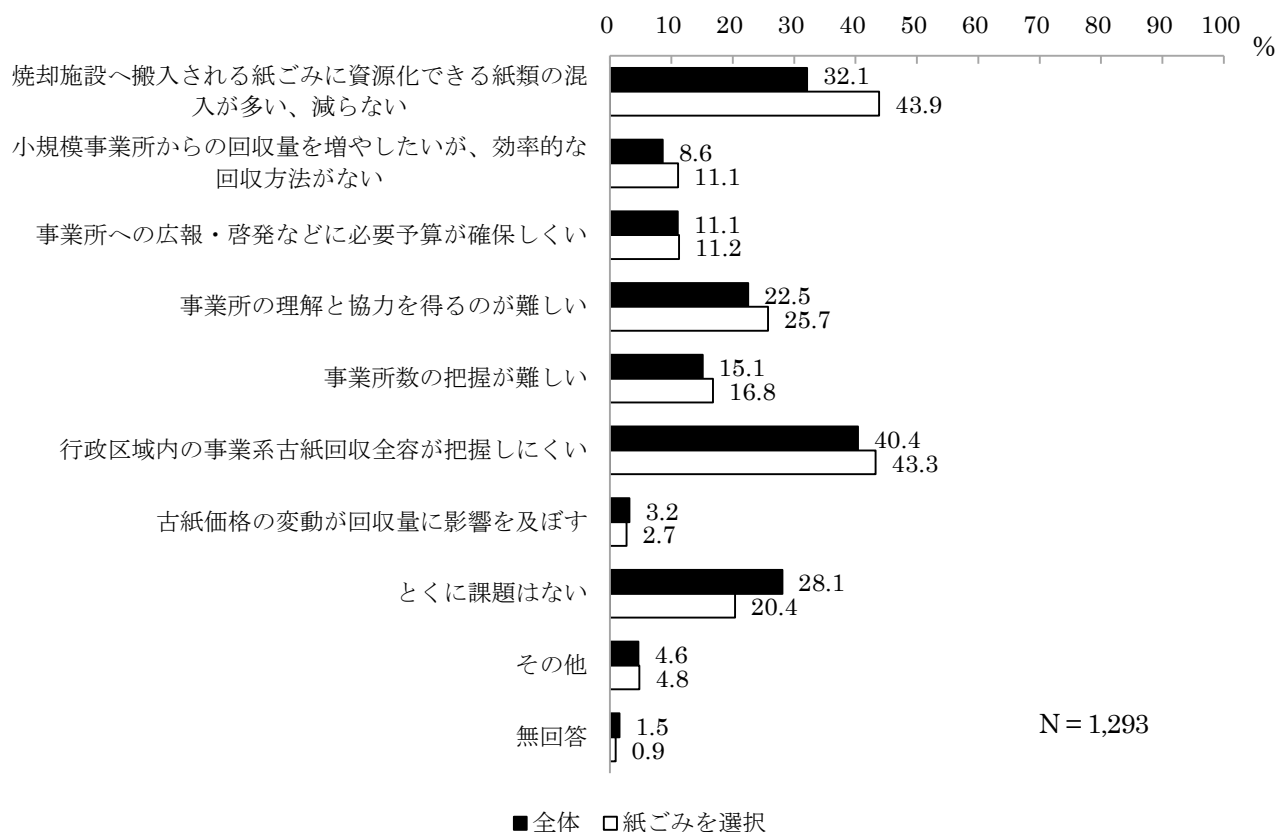


図 36 資源化で抱える課題の全体と紙ごみの比較

4) 事業系古紙の回収促進のための取組みと資源化で抱える課題

「焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない」を選択した自治体では、事業系古紙の回収促進のための各取組みが、全体に対して割合が高くなる傾向にある。これは、事業系ごみが多い自治体では、減量化に向けてのさまざまな取組みを実施していることが分かる。

また、「事業所の理解と協力を得るのが難しい」を選択した自治体でも同じ傾向となっており、特に「事業所への立入指導」で高い割合となっている。これは、自治体が事業系ごみの減量化に向けたさまざまな取組みを実施するにあたり、事業所の理解と協力が必要なことを示していると思われる。

表 10 事業系古紙の回収促進のための取組みと資源化で抱える課題

(%)

属性		問 25 事業系古紙回収の課題										
		件数 (N)	焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない	小規模事業所からの回収量を増やしたいが、効率的な回収方法がない	事業所への広報・啓発などに必要予算が確保しにくい	事業所の理解と協力を得るのが難しい	事業所数の把握が難しい	行政区域内の事業系古紙回収全容が把握しにくい	古紙価格の変動が回収量に影響を及ぼす	とくに課題はない	その他	無回答
全体		1,293	32.1	8.6	11.1	22.5	15.1	40.4	3.2	28.1	4.6	1.5
問 19 事業系古紙の回収促進のための取組み	リサイクルを促進させるためのマニュアル、パンフレット、チラシなどの啓発資料の作成	311	53.7	12.9	13.8	36.3	20.9	44.7	4.2	12.9	7.1	1.3
	焼却施設への紙類の搬入規制、搬入検査	207	63.8	9.7	14.0	33.8	23.2	50.7	5.3	6.8	6.8	1.0
	大規模事業所への再利用計画書の提出	141	53.2	17.0	14.9	43.3	21.3	53.2	6.4	9.9	9.2	2.1
	事業所への立入指導	100	65.0	13.0	14.0	53.0	21.0	46.0	7.0	4.0	9.0	2.0
	少量排出事業所を対象とした有料の行政回収	36	33.3	2.8	11.1	30.6	16.7	47.2	0.0	16.7	13.9	5.6
	少量排出事業所を対象とした無料の行政回収	34	44.1	11.8	5.9	20.6	17.6	64.7	5.9	17.6	5.9	0.0
	民間のオフィスリサイクルシステム、オフィス町内会の支援拠点回収(回収ステーション)	33	45.5	12.1	6.1	36.4	27.3	33.3	3.0	12.1	15.2	0.0
		69	44.9	13.0	15.9	24.6	15.9	37.7	0.0	26.1	5.8	4.3
	特に何もしていない	689	19.3	6.5	10.0	14.7	11.0	36.4	1.9	38.9	3.6	1.2
	その他	69	31.9	15.9	7.2	27.5	11.6	43.5	5.8	17.4	10.1	1.4
無回答		15	20.0	13.3	13.3	6.7	0.0	26.7	0.0	33.3	0.0	26.7

(4) 意見・要望

問 26 当センターや古紙業界に対して、ご意見・ご要望等がございましたら、以下に記入してください。

意見・要望を内容により 7 区分に分類し、主な記述を以下に記載する。

1) 啓発資料について

- ①古紙回収についての減量・リサイクル啓発資料を作成してほしい。また、事業系古紙回収についての減量・リサイクル啓発資料を作成してほしい。
- ②教材として活用したいため、DVD などあったら是非頂きたい。
- ③住民、事業者へ配布するための啓発リーフレットを提供してほしい。庁舎に掲示する啓発ポスターを提供してほしい。各種事業で利用できる啓発 DVD を提供してほしい。特にリサイクル率が低い雑がみのリサイクル啓発教材がほしい。
- ④紙リサイクルの啓発用動画の作成。

2) 事業系古紙について

- ①事業所には啓発を実施しているものの、費用対効果がなければ実施することは難しいと考える。小規模事業所などの意見も取り入れるなどして、現状を把握していただき、事業所が分別してメリットがあることや、回収ルートの構築も含む検討をしていただきたい。また、商工会などと連携をしていただきたい。
- ②事業系の古紙類はシュレッダーが多く、リサイクルできない。
- ③リサイクルできる紙を使用するよう事業者指導をお願いしたい。

3) 古紙持ち去りについて

- ①徹底的な抜き取り業者根絶対策を実施してもらいたい。
- ②ごみステーションから持ち去った古紙類の受入拒否について。
- ③集積所に出された古紙の盗難で困っている。
- ④資源物の持ち去り業者など、違法または出所不明の古紙を業者は受け取らないように徹底してほしい。

4) 離島などでの古紙回収について

- ①本町は日本海に浮かぶ離島であり、本土までカーフェリーでおよそ 3 時間かかる。古紙又は、ほかのものを資源化のため運搬するには多くのコストがかかる。一般廃棄物として可燃物のごみは焼却処理を行っているが段ボール等の古紙類は特に多くなっている。ただし、ストックヤードは焼却しきれない古紙類が増える一方であり将来的には資源化をする予定である。離島に対する搬出のコストを押さえることができるよう強く望む。ペットボトルや空き缶は容器包装リサイクル協会に引き渡し、委託業者が引き取りに来ている。こういった仕組みが古紙にも必要と考える。
- ②小離島や山間部では輸送費の負担が重い為、自動車リサイクルの様な海上輸送費支援があると助かる。

5) 加工された紙への対応等について

- ①ビニールコート紙、ワックス加工紙など再生が難しいものの生産を抑制するための仕組みが必要。例えば、生産者には再生に係る費用負担を検討すべき。
- ②リサイクルに適さない紙の使用抑制を事業者に呼びかける。例えば、封筒等で、プラスチック部分と紙部分が容易に分離できるようにする等、リサイクルしやすい商品の開発利用を勧める。

③紙製品でも禁忌品が多数あり、古紙回収・リサイクルの妨げとなっている現状がある。製品を作る段階から、再生利用を考慮した製品作りを心掛けていただき、禁忌品をなるべく無くしていただきたい。紙製品のリサイクル率の向上やリサイクルにかかる諸費用の削減にも繋がると思う。

6) その他

- ①近年、古紙回収業者が資源物を回収するための回収 BOX を、空き地等を利用した土地やスーパーマーケット等に設置している。こういった回収 BOX についての現状を、古紙再生促進センターでは把握しているか。また把握している場合、このような回収 BOX についての今後どのように想定しているか。
- ②全国の古紙回収業者の一覧を作してほしい。
- ③現在、わが市では紙の再生処理業者に引き渡す単価を、日経商品指数(主要相場)17 種の古紙相場(大阪回収問屋売価)ウィークリーを基準値とした決定方式で毎月策定しているが、これを調べるのに日経新聞しか手段がなく、コスト的にもロスが多いために、貴 HP 上の価格のコーナーでこれも掲載してほしい。
- ④シュレッター紙の再生ルートを確立していただきたい。
- ⑤リサイクルできる紙、できない紙を区別するためのマークを作してほしい。
- ⑥古紙をリサイクルした後の製品の品質向上が必要。

7) 本調査について

- ①アンケートはメールで構わない。回答もネット回答があるなら、紙は不要。
- ②設問が一部、回答しにくく感じた。

2 資 料 編

平成27年度 地方自治体紙リサイクル施策調査 調査票

平成27年7月

公益財団法人 古紙再生促進センター

- 1 調査の目的 地方自治体の紙リサイクル施策に関する状況を継続的に把握することを目的にしています。
- 2 調査の内容
 - (1) 家庭系古紙に関する調査
 - ①行政回収・集団回収による古紙回収 ②行政回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況
 - ③集団回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況
 - (2) 事業系古紙に関する調査
 - ①一般廃棄物処理計画 ②事業系古紙の資源化への取組み
 - ③啓発資料の内容と配付方法 ④事業系古紙の区分
 - ⑤事業系古紙の資源化で抱える課題
- 3 調査の対象 東京23区及び市町村合計1,741自治体の廃棄物(古紙)担当部署
- 4 回答の基準月 平成27年4月現在の状況でご回答ください。
- 5 回答の返送方法

ご回答の返送方法は以下の2通りの方法がございます。
(集計作業の都合上、可能な限り①の方法でお願い申し上げます)

 - ① URL(<http://www.prpc.or.jp/menu03/cont08.html>)より回答用紙をダウンロードして、
回答した用紙を gyomu@prpc.or.jp まで返送する。
*可能な場合、エクセルデータにてお送り願います。
*別紙「調査票及び回答用紙のダウンロードの方法」を参照してください。
 - ② 郵送した調査票、又は回答用紙に記入し、同封の返信用封筒(切手不要)にて返送する。
- 6 お問い合わせ 公益財団法人 古紙再生促進センター 家庭系担当：濱野、事業系担当：吉田
電話：03-3537-6822 e-mail: gyomu@prpc.or.jp
- 7 返送先 公益財団法人 古紙再生促進センター 業務課
〒104-0042 東京都中央区入船3-10-9 新富町ビル4階
電話：03-3537-6822
- 8 提出期限 平成27年8月11日(火)までに返送願います
- 9 一部事務組合などが古紙回収(資源回収)を実施している自治体の方へ
一部事務組合などが古紙回収(資源回収)を実施しているため状況を把握されていない場合は、一部事務組合等にご確認いただき、出来る限りご回答いただくようお願い申し上げます。

10 報告書のご送付

ご協力頂いた自治体様へ本調査結果をまとめた報告書をご送付いたしますので、お送り先をご記入ください。

自治体名		郵便番号	〒
ご住所			
部署名		ご回答者名	
TEL		部署メールアドレス	

*部署のメールアドレスをお持ちでない場合は、ご記入いただく必要はございません。

(1) 家庭系古紙に関する調査

①行政回収・集団回収による古紙回収

問1 貴自治体では、古紙を資源物として「行政回収」、または「集団回収」により回収していますか。該当する番号を選んでください。

(注1) 行政回収：各家庭から集積所などに排出された古紙を行政のコスト負担（直営または委託）で回収する方法。

(注2) 集団回収：地域の団体（自治会、PTA など）が回収し、直接古紙業者等と契約して引き渡す自主的な資源回収方法。

- | | |
|-----------|--------|
| 1 回収している | → 問2へ |
| 2 回収していない | → 問14へ |

②行政回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況

問2 問1で「1 回収している」を選択した自治体に伺います。行政回収により古紙を回収していますか。該当する番号を選んでください。

- | | |
|-----------|--------|
| 1 回収している | → 問3へ |
| 2 回収していない | → 問10へ |

問3 問2で「1 回収している」を選択した自治体に伺います。行政回収において、雑誌、雑がみを回収していますか。該当する番号を一つを選んでください。

(注1) 雑誌は、マガジン類(週刊、月刊等)、書籍、冊子などの製本、綴じられたもの。

(注2) 雑がみは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙。具体的には、投込みチラシ、パンフレット、紙箱、コピー用紙など。

(注3) 雑がみは、「その他の紙」、「ミックスペーパー」、「雑古紙」等の名称が使われていることもあります。

(注4) 容器包装リサイクル法に基づいた指定法人ルートでリサイクルされている「紙製容器包装」は、問3～問13の「雑がみ」には該当しません。

- | | |
|----------------------|----------|
| 1 雑誌と雑がみを回収している | → 問4へ |
| 2 雑誌は回収し、雑がみは回収していない | } → 問10へ |
| 3 雑がみは回収し、雑誌は回収していない | |
| 4 雑誌と雑がみは回収していない | |
| 5 その他（具体的に：) | |

問4 問3で「1 雑誌と雑がみを回収している」を選択した自治体に伺います。住民は雑誌と雑がみをどのように排出するルールですか。該当する番号を一つを選んでください。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| 1 雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである | → 問5へ |
| 2 雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールである | → 問9へ |
| 3 その他（具体的に：) | → 問10へ |

問5 問4で「1 雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである。」を選択した自治体に伺います。
雑がみ区分の名称は何ですか該当する番号を一つ選んでください。

- 1 雑がみ
2 雑紙
3 その他の紙
4 ミックスペーパー
5 雑古紙
6 その他（具体的に： ）

問6 雑がみの排出方法はどのようなルールになっていますか。該当する番号をすべて選んでください。

- ① 雑誌に挟んで排出する
② ひもで縛って排出する
③ 指定袋（紙袋）に入れて出す
④ 指定袋ではない紙袋に入れて出す
⑤ 指定袋（ポリ袋）に入れて出す
⑥ 指定袋ではないポリ袋に入れて出す
⑦ その他（具体的に： ）

問7 雑誌と雑がみの回収量はどのように把握していますか。該当する番号を一つ選んでください。

- 1 雑誌と雑がみの回収量は別々に把握している
- 2 雑誌と雑がみが混合した回収量を把握している
- 3 その他（具体的に：

問8 雑誌と雑がみを同一の区分ではなく、それぞれ個別の区分で排出するルールにしている理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 雑誌区分への禁忌品混入を減らせるため
2 雑誌と雑がみを同一の区分で排出するよりも、雑誌あるいは雑がみの回収量が増加するため
3 古紙回収業者や古紙売却先等から要請・提案があったため
4 その他（具体的に： ）
- 問 10 へ

問9 問4で「2 雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールである」を選択した自治体に伺います。雑誌と雑がみをそれぞれ個別の区分ではなく、同一の区分に排出するルールにしている理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 住民の分別負担を軽減できるため
 - 2 住民への周知が容易であるため
 - 3 雑誌と雑がみをそれぞれ個別の区分で排出する目的が明確でないため
 - 4 回収費用を抑えるため
 - 5 古紙回収業者や古紙売却先等から要請・提案があったため
 - 6 その他（具体的に： ）
- } → 問 10 へ

③集団回収での雑誌と雑がみ排出・回収状況

問 10 集団回収により古紙を回収していますか。該当する番号を一つ選んでください。

なお、集団回収による古紙回収量を貴自治体が把握していない場合は、「2 回収していない」を選んでください。

- 1 回収している → 問 11 へ
- 2 回収していない → 問 14 へ

問 11 問 10 で「1 回収している」を選択した自治体に伺います。集団回収において、雑誌、雑がみを回収していますか。該当する番号を一つ選んでください。なお、団体によって異なる場合は、一般的な状況を選んでください。

(注 1) 雑誌は、マガジン類(週刊、月刊等)、書籍、冊子などの製本、綴じられたもの。

(注 2) 雑がみは、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙。具体的には、投込みチラシ、パンフレット、紙箱、コピー用紙など。

(注 3) 雑がみは、「その他の紙」、「ミックスペーパー」、「雑古紙」等の名称が使われていることもあります。

(注 4) 容器包装リサイクル法に基づいた指定法人ルートでリサイクルされている「紙製容器包装」は、問 11～問 13 の「雑がみ」には該当しません。

- 1 雑誌と雑がみを回収している → 問 12 へ
 - 2 雑誌は回収し、雑がみは回収していない
 - 3 雑がみは回収し、雑誌は回収していない
 - 4 雑誌と雑がみは回収していない
 - 5 把握していない
 - 6 その他(具体的に：)
- } → 問 14 へ

問 12 問 11 で「1 雑誌と雑がみを回収している」を選択した自治体に伺います。住民は雑誌と雑がみをどのように排出するルールですか。該当する番号を一つ選んでください。なお、団体によって異なる場合は、一般的なルールを選んでください。

- 1 雑誌と雑がみはそれぞれ個別の区分に排出するルールである → 問 13 へ
 - 2 雑誌と雑がみは同一の区分に排出するルールである
 - 3 その他(具体的に：)
- } → 問 14 へ

問 13 雑誌と雑がみの回収量はどのように把握していますか。該当する番号を一つ選んでください。

- 1 雑誌と雑がみの回収量は別々に把握している
- 2 雑誌と雑がみが混合した回収量を把握している
- 3 その他(具体的に：)

(2) 事業系古紙に関する調査

①一般廃棄物処理計画

問 14 貴自治体で作成している「一般廃棄物処理計画」(廃掃法に定められている)では、事業系一般廃棄物を対象にしていますか。該当する番号を選んでください。

- | | |
|---------|----------|
| 1 している | → 問 15 へ |
| 2 していない | → 問 18 へ |

問 15 問 14 で「1 している」を選択した自治体に伺います。事業系一般廃棄物についてどの資源物を対象にしていますか。該当する番号をすべて選んでください。

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 1 紙ごみ | } → 問 16 へ
1 を選択しなかった場合、問 17 へ |
| 2 生ごみ | |
| 3 廃プラスチック | |
| 4 紙ごみ、生ごみ、廃プラスチック以外の資源物 | |
| 5 その他(具体的に:) | |

問 16 問 15 で「1 紙ごみ」を選択した自治体に伺います。その理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| 1 焼却施設へ搬入される事業系一般廃棄物(可燃ごみ)に紙ごみの混入が多い | } → 問 19 へ |
| 2 焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い | |
| 3 最終処分場の延命をしたい | |
| 4 事業所に対して分別の指導がしやすい | |
| 5 廃棄物処理に係る費用を抑えたい | |
| 6 その他(具体的に:) | |

問 17 問 15 で「1 紙ごみ」を選択しなかった自治体に伺います。その理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

- | | |
|----------------------------------|------------|
| 1 「紙ごみ」以外の資源物の減量化が急務である | } → 問 19 へ |
| 2 焼却施設へ搬入される紙ごみは他の資源物に比べて混入が少ない。 | |
| 3 可燃ごみの中から紙類が減ると、焼却施設の燃焼効率が悪くなる | |
| 4 その他(具体的に:) | |

問 18 問 14 で「2 していない」を選択した自治体に伺います。その理由は何ですか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 焼却施設の焼却にまだ余裕がある
- 2 可燃ごみの中から紙類が減ると、焼却施設の燃焼効率が悪くなる
- 3 最終処分場にまだ余裕がある
- 4 事業系一般廃棄物は、排出者責任において処理を任せている
- 5 事業系一般廃棄物の減量化のための人員や予算が確保できない
- 6 その他(具体的に：)

} → 問 19 へ

②事業系古紙の資源化への取組み

問 19 貴自治体の行政区域内で事業系古紙の回収促進のためにどのような取組みを行っていますか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 リサイクル(古紙を含む)を促進させるためのマニュアル、パンフレット(冊子)、チラシなどの啓発資料(ホームページを含む)の作成
- 2 焼却施設への紙類の搬入規制、搬入検査
- 3 大規模事業所への再利用計画書の提出
- 4 事業所への立入指導
- 5 少量排出事業所を対象とした有料の行政回収
- 6 少量排出事業所を対象とした無料の行政回収
- 7 民間のオフィスリサイクルシステム、オフィス町内会の支援
- 8 拠点回収(回収ステーション)
- 9 特に何もしていない
- 10 その他(具体的に：)

→ 問 20 へ

} 1 を選択しなかった場合、問 23 へ

③啓発資料の内容と配付方法

問 20 問 19 で「1 啓発資料の作成」を選択した自治体に伺います。啓発資料は、どの範囲を対象とした内容ですか。該当する番号を一つ選んでください。

- 1 事業系古紙のみを対象としている
- 2 事業系の資源化物を対象としている
- 3 事業系一般廃棄物全般を対象としている
- 4 その他(具体的に：)

問 21 啓発資料には事業系古紙について、どのような情報が含まれていますか。該当する番号をすべて選んでください。

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 古紙の分別区分 | 2 禁忌品(異物)の種類 |
| 3 排出ルート | 4 業者情報 |
| 5 機密書類 | 6 その他(具体的に：) |

問 22 事業所に対して啓発資料をどのように配付していますか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 ダイレクトメール等で直接事業所へ配付している
- 2 廃棄物管理責任者等への講習会で配付している
- 3 焼却施設に事業系一般廃棄物を搬入している収集運搬業者を通して配付している
- 4 自治体の公共施設に置いている
- 5 ホームページに掲載している
- 6 その他(具体的に：)

④事業系古紙の区分

問 23 事業系古紙の分別について、推奨している区分を設けていますか。該当する番号を選んでください。

- 1 設けている → 問 24 へ
- 2 設けていない → 問 25 へ

問 24 問 23 で「1 設けている」を選択した自治体に伺います。推奨している区分にどの区分が含まれますか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 新聞
- 2 雑誌
- 3 段ボール
- 4 紙パック
- 5 OA 用紙・コピー用紙
- 6 機密文書
- 7 オフィスペーパー(雑がみ、ミックスペーパー)
- 8 シュレッダーした紙
- 9 その他(具体的に：)

⑤事業系古紙の資源化で抱える課題

問 25 事業系古紙の回収について、どのような課題を抱えていますか。該当する番号をすべて選んでください。

- 1 焼却施設へ搬入される紙ごみに資源化できる紙類の混入が多い、減らない
- 2 小規模事業所からの回収量を増やしたいが、効率的な回収方法がない
- 3 事業所への広報・啓発などに必要な予算が確保しにくい
- 4 事業所の理解と協力を得るのが難しい
- 5 事業所数の把握が難しい
- 6 行政区域内の事業系古紙の回収の全容が把握しにくい
- 7 古紙価格の変動が回収量に影響を及ぼす
- 8 とくに課題はない
- 9 その他(具体的に：)

問 26 当センターや古紙業界に対して、ご意見・ご要望等がございましたら、以下に記入してください。

--

質問は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

平成 27 年度地方自治体紙リサイクル施策調査報告書

平成 28 年 1 月発行

編集者 公益財団法人 古紙再生促進センター
〒104-0042 東京都中央区入船 3-10-9
新富町ビル
電話 03(3537)6822

本書は当公益財団法人の了解を得ずに無断で転載することのないようにお願いします。